

# 第2次愛西市環境基本計画

(案)

令和5年3月

愛西市

市長あいさつ（予定）

# 目 次

	ページ
<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけと役割 .....	4
3. 計画期間 .....	5
<b>第2章 環境の概況</b> .....	6
1. 自然環境 .....	6
2. 社会環境 .....	10
3. 生活環境 .....	16
4. 資源循環型社会 .....	22
5. 地球温暖化対策 .....	25
6. 環境行政の動向 .....	30
7. アンケート調査の結果 .....	33
8. 環境の現状と第1次計画の評価 .....	37
<b>第3章 望ましい環境像と環境目標</b> .....	42
1. 望ましい環境像 .....	42
2. 環境目標 .....	43
<b>第4章 環境目標の達成に向けた取り組み</b> .....	46
1. 各主体に期待される役割 .....	46
2. 環境目標の達成に向けた市の取り組み .....	47
3. 市民の取り組み .....	68
4. 事業者の取り組み .....	72
<b>第5章 計画の実現に向けて</b> .....	76
1. 計画の推進体制 .....	76
2. 計画の進行管理 .....	77

注：本冊子中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。  
本文中の\*は巻末の用語説明に解説を示しています（予定）。

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景

### (1) 第1次計画策定後の社会情勢の変化

近年、世界各地で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの極端な気象現象が観測されています。地球温暖化が進行すると、さらに深刻な影響が生じる可能性があります。また、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみ、食品ロスなど、私たちの生活に起因する様々な問題が、次々に明らかになっています。一方で、国内では少子高齢化・人口減少、災害等への備えが求められ、技術面では省エネ・再エネ、リサイクル等の新技術が次々と開発されています。

このようななか、平成30年4月に閣議決定された国の「第5次環境基本計画」において、環境・経済・社会の課題を「同時解決」する持続可能な社会の構築が改めて注目されています。ライフスタイル及び技術など、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も利用して、経済・社会的課題に対する「同時解決」を実現し将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、持続可能な社会を実現するうえで、地域資源を持続可能な形で最大限に活用するとともに、幅広い分野における多様な主体者とのパートナーシップの充実、強化の重要性が示されました。

コメント [a1]: 平成〇（〇〇）年に統一

コメント [a2]: SDGsは環境分野だけではないので、社会情勢の一つとして、ここに入れました。

#### ■持続可能な開発目標(SDGs)とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っ



持続可能な開発とは、「将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発」で、先進国も含めてすべての国が取り組む必要があります。

我が国では、内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し、関係行政機関相互の連携を図り、施策を推進しています。

環境基本計画の施策は、SDGsのうち、1（貧困）、5（ジェンダー）、10（不平等）、16（平和）を除くゴールの達成に貢献すると考えられます。

持続可能な開発目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

コメント [a3]: [https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/sustainable\\_development\\_goals/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/sustainable_development_goals/)

資料) 国際連合広報センター

## (2) 愛西市の取組

愛西市（以下「本市」という。）では、平成25年3月に「愛西市環境基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、「みんなではじめよう！環境にやさしいまちづくり」を望ましい環境像として、本市の恵み豊かな環境を次世代に継承していくための環境施策を実施してきました。

また平成26年3月には「愛西市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、本市が行う全ての事務事業を対象として、施設設備の改善や省資源等により二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

本市では重大な公害問題は発生しておりませんが、都市化の進行により、野焼きによる煙やにおいなどの身近な環境問題が顕著化しています。さらに世界規模で問題になっている生物多様性の危機や地球温暖化など、多様化する環境問題にも適切に対応していくため、総合的かつ計画的な取り組みを推進していく必要があります。

令和4年3月に策定した「第2次愛西市総合計画後期基本計画」では、「ひと・自然愛があふれるまち」を将来都市像として、持続可能なまちづくりを進めているところです。本市の良好な環境を次世代へと継承するとともに、総合計画が目指す将来都市像を実現するため、社会情勢の変化を踏まえ、環境に関する基本的な方針と市民・事業者・市の各主体が担う具体的な取り組みを明らかにする総合的な計画として「第2次愛西市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

**コメント [a4]:** HPでの最新です。目標年度平成29年なので、新たな計画があれば、策定年度の更新をお願いします。

## 2. 計画の位置づけと役割

### (1) 計画の位置づけ

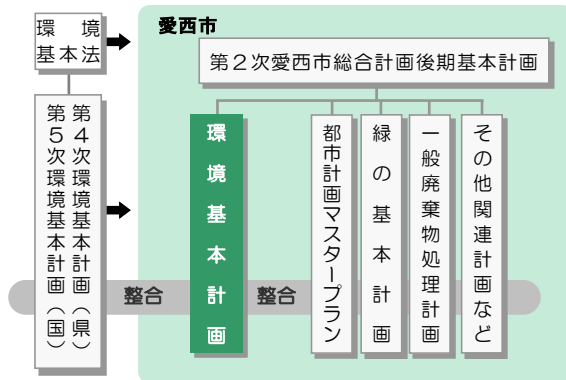
本計画は、長期的視野に立って総合的かつ計画的に環境に関する施策を展開するための基本的な指針を示す計画として策定します。

また、本計画は、国及び県の環境基本計画や「第2次愛西市総合計画後期基本計画」などの主要な上位計画、その他の関連計画との整合を図るとともに、本市の環境に関する施策を推進するための計画として位置づけます。

なお、地球温暖化対策に関する環境目標を、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置付けます。

また、生態系や自然環境の保全に関する施策は、生物多様性保全の視点で整理し、生物多様性保全に関する環境目標を、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」に位置づけます。

図 愛西市環境基本計画の位置づけ



コメント [a5]: 緑の基本計画は削除するかも。

## (2) 計画の役割

本計画は、本市の環境行政の基本的な方針を示すとともに、市民・事業者・市に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取り組みの方向を示します。

また、今日の環境問題はその要因が複雑にからみ合っていることが多く、市民・事業者・市の各主体が連携を図りながら一体となって取り組んでいく必要があることから、各主体間相互の連携のあり方を明らかにします。

### 環境基本計画の役割

- ◆ 長期展望に立ち、本市の望ましい環境像とそれを実現するための環境目標を定めます。
- ◆ 環境目標を達成するための基本的な施策の展開方向を示します。
- ◆ 各種の事業計画などと環境面での整合を図ります。
- ◆ 市民・事業者・市の役割を示し、各主体の協働のもとで計画を進めます。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。



## 第2章 環境の概況

### 1. 自然環境

#### (1) 位置・地形

本市は、愛知県の最西端（名古屋市の西方約20km）に位置し、北は稲沢市、東はあま市、津島市、南は蟹江町、弥富市、西は木曾川・長良川を挟んで三重県桑名市、岐阜県海津市に接しています。

市域は起伏が少なく全般的には平坦です。河川に沿って形成されている自然堤防は微高地となっており、それ以外の地域は、概ね木曾三川及びその支流によって造り出された後背湿地と盛土地であり、古くから水田や畑地として利用されてきました。

#### (2) 植物

市域は平坦であることから、山地のようなまとまった森林はなく、クロガネモチ、クスノキなどの常緑広葉樹、マキ、スギ、ヒノキ及びクロマツなどの針葉樹が、屋敷林や社寺林などに断片的に残存しています。また、木曾川や長良川沿いにはヤナギ林やハンノキ林などが見られます。

その他、河川、農地周辺の用水路・あぜ・土手及び市街地などに草木を主体とした植物が分布しています。

また、本市に多く分布する水路や中小河川、池などにはガマ科、ヒシ科及びウキクサ科などの多くの水生植物が見られますが、近年では護岸の整備や生活排水による水質汚濁等により生育地は減少しています。

#### (3) 動物

市域には自然度の高い植生が少ないため、野生動物の生息環境は豊かではありませんが、農地や河川周辺などが身近な生物にとって良好な生息空間となっています。農地や河川周辺などではネズミ、モグラ及びイタチ類などの小型哺乳類が生息しています。近年では、特定外来生物<sup>\*</sup>に指定されているヌートリアやアライグマも見られます。

木曾川、長良川及び日光川などの水辺周辺では、サギ類、マガモ、コハクチョウ、カイツブリ、カワウ、オオバン、オオヨシキリ及びセッカなどの水辺の鳥類が見られます。また、農耕地を中心にキジ、ケリ、ハクセキレイ及びタカ類（オオタカ・ノスリ・トビ・チュウヒ）などの鳥類が見られます。これらの水辺や農地などは渡り鳥の良好な飛来地となっています。近年では都市化の影響を受けてドバト、カラス、スズメ、ムクドリ、ホオジロ、ヒヨドリ及びキジバトなども多く見られます。

河川や農業用水路では、モロコ類、タナゴ類、ドジョウ類、モツゴ、メダカ、フナ、コイ及びナマズなどが生息していますが、特定外来生物に指定されているオオ

**コメント [a6]:** 野鳥の会の記録を参考に  
する  
用水路でクサガメ、アカミミガメを目  
撃したが、入れるか？

クチバス、ブルーギルの生息も確認されています。

#### (4) 生物多様性

生物多様性とは、生き物の豊かな個性と、つながりのことで、長い地球の歴史の中で、様々な環境に適応して進化してきた中でつくり上げられました。

世界各地での森林・サンゴ礁の消失、生物資源の過剰利用と非持続可能な利用などによる生物多様性の危機を踏まえ、平成4年に開催された「リオ地球サミット」において、「生物多様性条約」が採択されました。

生物多様性条約は、次の3つを目的としています。

- ① 生物の多様性の保全
- ② 生物資源の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

なお、「生物多様性条約」では、生物多様性を3つのレベルに定義しています。

- ① 生態系の多様性（川や農地、社寺林など様々な生態系があること）
- ② 種の多様性（鳥、魚、昆虫、植物などで多くの種類がいること）
- ③ 遺伝子の多様性（同じ種でも形や模様など様々な個性があること）

私たちの暮らしは、生物多様性の様々な恵み（生態系サービス）に支えられています。しかし、その価値は市場で取引されるもの以外は、市場経済の中では見えにくくなっています。生態系サービスを提供する生態系を「自然資本」としてとらえると、価値を劣化させることなく持続的に利用していくために、適切なコストを支払って保全していく必要があります。

コメント [a7]: 生物多様性の定義など追記

#### ■生態系サービスとは

##### ② 供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。

##### ③ 調整サービス

森林があることで気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。

##### ④ 文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。

##### ① 基盤サービス

生息地、栄養、水、土壌の形成など、供給・調整・文化的サービスの供給を支えるサービス。

国の生物多様性には4つの危機があり、現在も進行しています。生物多様性の様々な恵みが人の暮らしを支えていることから、生物多様性の4つの危機に対処する必要があります。

■生物多様性の4つの危機

- 第1の危機：開発など人間活動による危機
- 第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機
- 第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機
- 第4の危機：地球環境の変化による危機

国は、平成7年に「生物多様性国家戦略」が策定され、点検、見直しが続けられています。平成20年には「生物多様性基本法」が制定され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を、自治体にも定めるよう求めています。平成22年に「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が名古屋市で開催され、**生物多様性への関心が高まりました。**

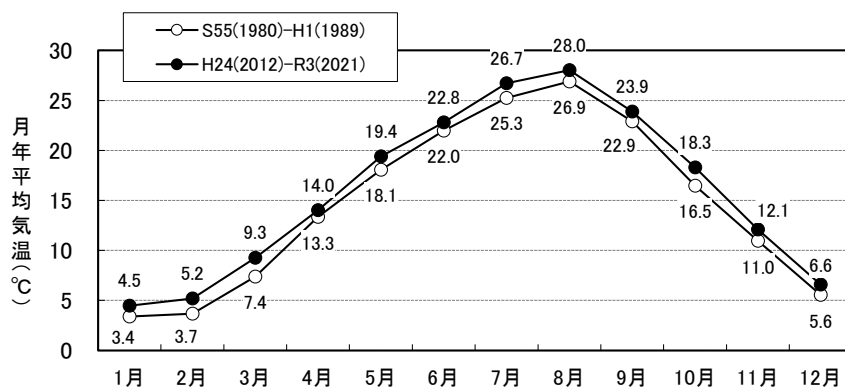
**コメント [a8]:** 当時は高まったのですが、現在はアンケート調査の結果から理解されていないことがわかったので、対策が必要、という流れにします。

(5) 気象

本市の気候は太平洋側気候であり、夏は高温多雨、冬は少雨乾燥となります。

本市の1980年代と直近10年間の月平均気温を比較すると、全体的に上昇していることがわかります。

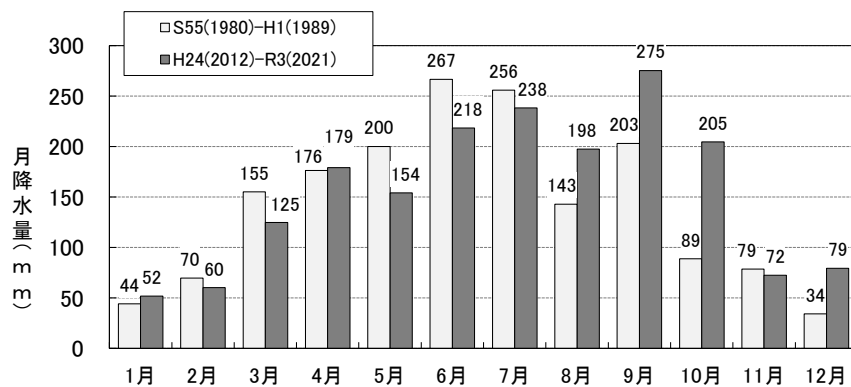
図 気温の推移



資料) 気象庁 (愛西観測所)

本市の1980年代と直近10年間の月平均降水量を比較すると、5～6月が減少し、8～10月が増加し、年間の降雨のピークが梅雨から秋雨に移動したことがわかります。

図 年降水量の推移



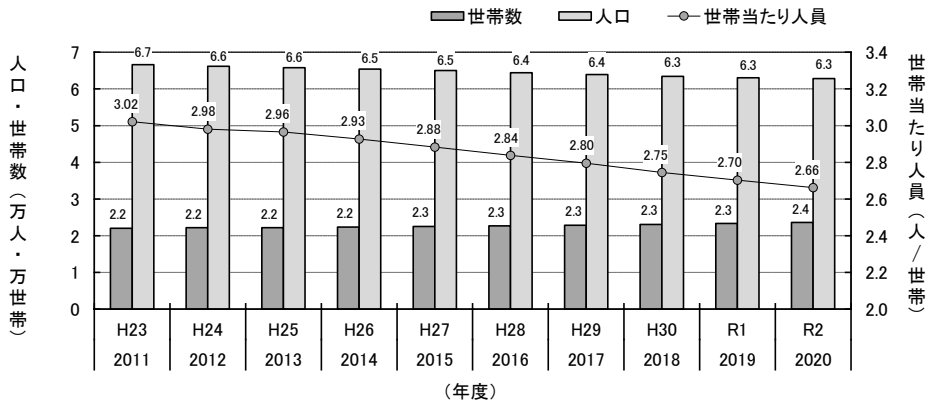
資料) 気象庁 (愛西観測所)

## 2. 社会環境

### (1) 人口

令和2年4月1日現在の本市の総人口は62,849人、総世帯数は23,602世帯となっています。過去10年間で総人口は減少したものの、世帯数は増加した結果、1世帯当たり人員は平成23年では3.02人であるのに対し、令和2年では2.66人に減少しています。

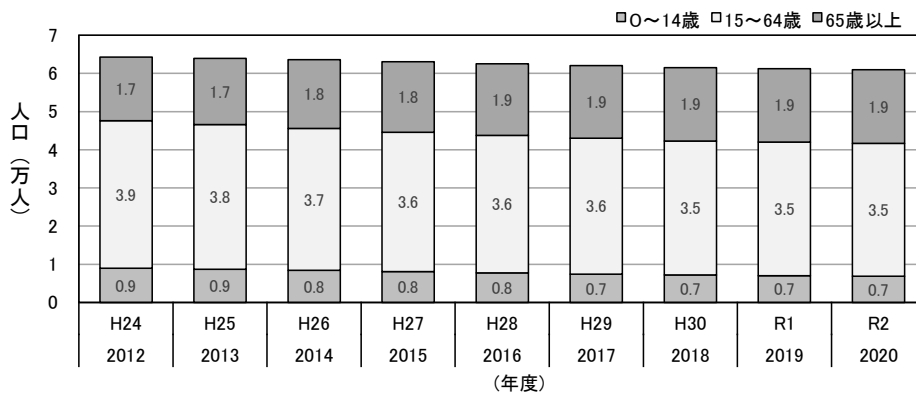
図 総人口と世帯数の推移



資料) 愛西市の統計 (各年4月1日現在)

年齢別人口は、高齢者人口 (65歳以上) が増加し、生産年齢人口 (15~64歳)、年少人口 (0~14歳) が減少しています。令和2年の高齢者人口の比率は31.7%であり、これは愛知県全体の高齢者人口の比率25.2%を上回っています。

図 年齢別人口の推移



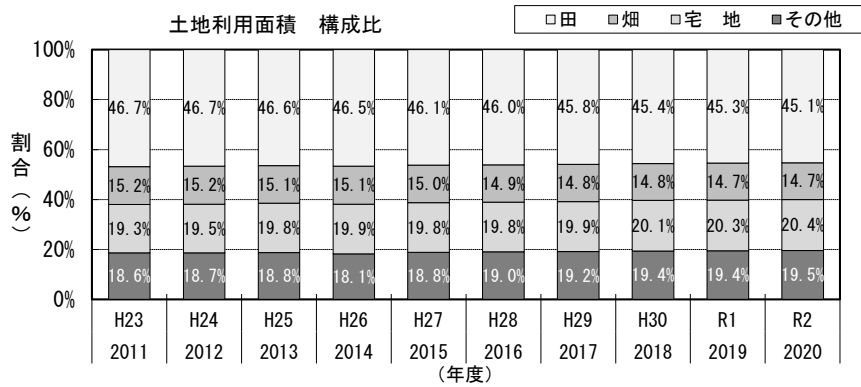
注) 年齢不詳人口は除く。( )内は割合を示す。  
資料) 愛知県統計書 (各年10月1日現在)

コメント [a9]: 愛西市提供データに差し替える

(2) 土地利用

過去10年間の地目別土地利用面積の推移は下図のとおりです。世帯数の増加の影響からか宅地の面積は増加傾向にあります。一方、農地（特に田）は減少傾向にあります。

図 地目別土地利用面積の推移



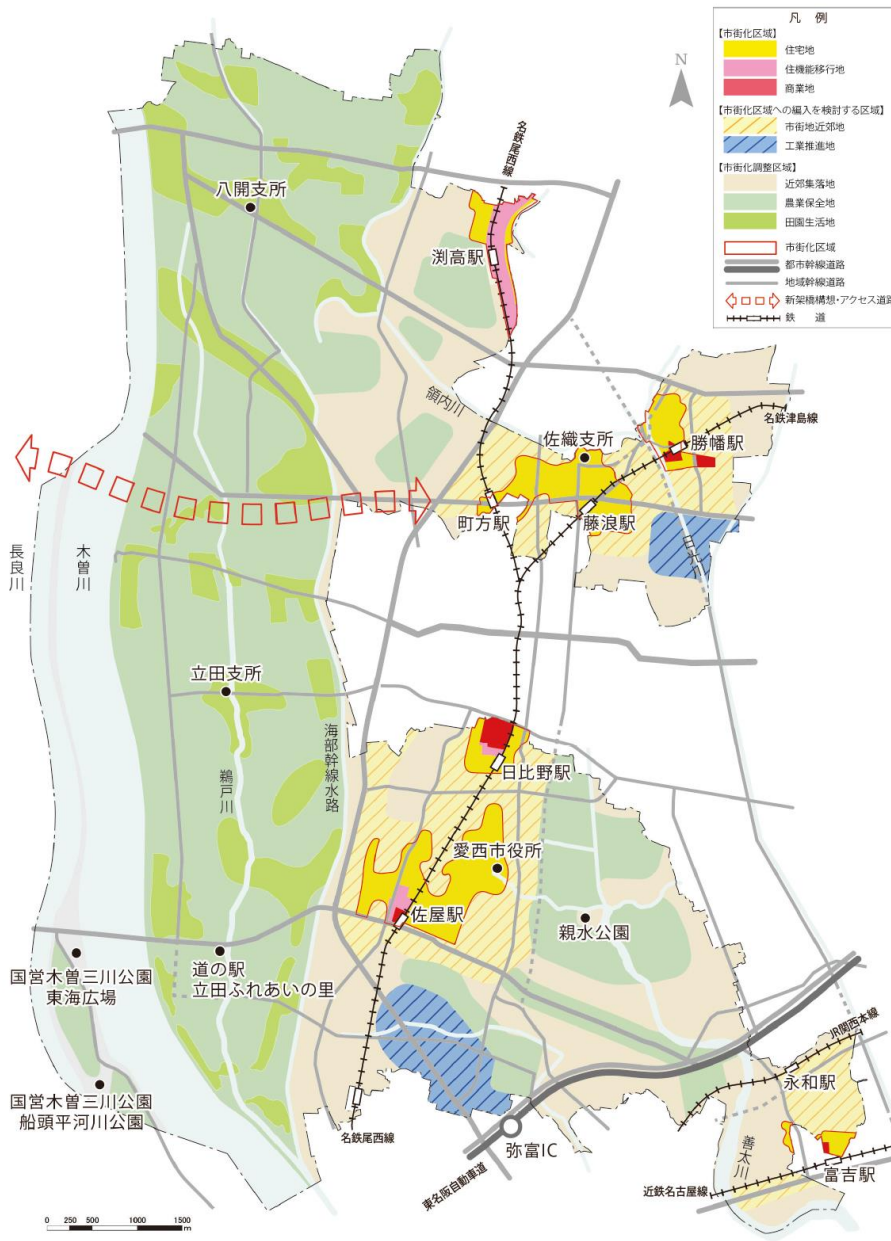
注) 河川等地番がない土地の面積は含まない。

資料) 愛西市の統計

愛西市都市計画マスタープランでは、市街化区域、将来的に市街化区域への編入を検討する区域、市街化調整区域に大きく分けて、土地の利用方針を定めています。

市街化調整区域の農地の多面的機能を高める一方で、市街化区域ではゆとりある居住空間の維持や生活環境の向上、主要駅の周辺部の生活利便性の向上、周辺環境と共生した工業系市街地の形成などを図ります。

図 土地利用方針図



資料) 愛西市都市計画マスタープラン

**(3) 主要道路**

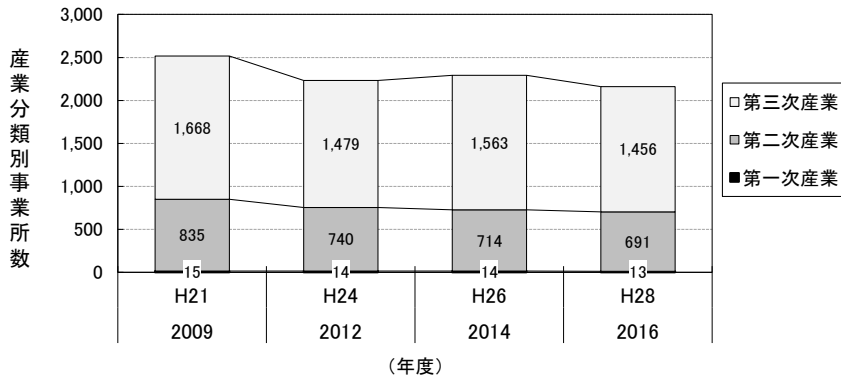
本市の主要道路は、一般国道1号、同155号の2路線があり、このほか主要地方道が5路線、一般県道が15路線となっています。東名阪自動車道が高架式で主要地方道名古屋蟹江弥富線と並走しており、弥富インターチェンジで一般国道155号に接続しています

**(4) 産業**

**1) 産業構造**

本市の大分類別の事業所数は、卸売・小売業を中心とする第三次産業が多く、事業所数全体では減少傾向にあります。

図 産業大分類別事業所数の割合



注) 事業所を対象としており、個人で行っている農業は含まない。

資料) 愛西市の統計

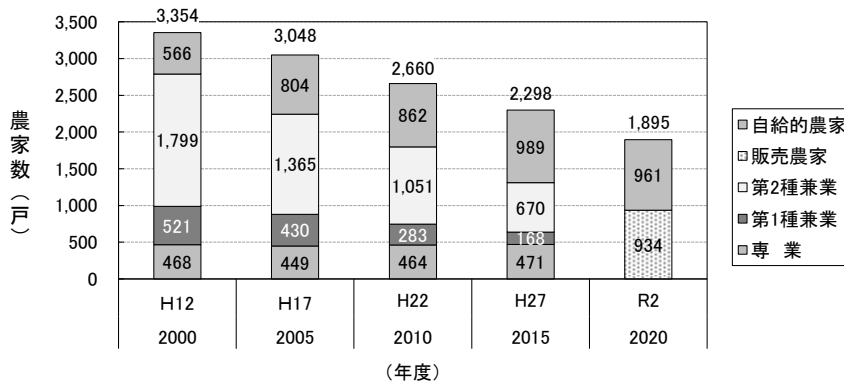


## 2) 農業

農家戸数は、専業農家戸数、兼業農家戸数とも減少傾向にあります。なお、農業形態の構成をみると、第2種兼業農家は平成12年度に最も割合が高かったものの次第に減少し、現在は自給的農家が1/2程度を占めています。

経営耕地面積は過去10年間で2.3%減少しました。

図 農家戸数の推移



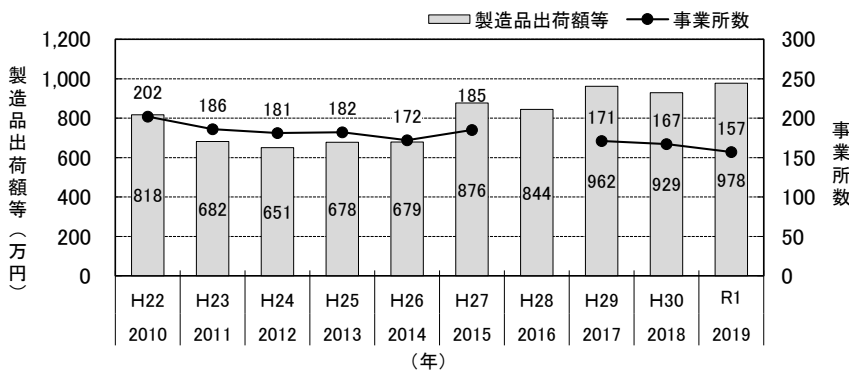
注) 令和2年度から分類が変わり、自給的農家以外は販売農家となった。  
資料) 愛西市の統計 (各年2月1日現在)

## 3) 工業

工業に関する製造品出荷額等、事業所数の推移は下図のとおりです。

過去10年間で製造品出荷額等は20%増加しましたが、事業所数は22%減少しました。

図 工業の推移



注) 工業統計調査は、H27年までは毎年12月に実施し、当該年の実績と12月末時点の事業所の状況を調査していた。H28年は調査を行わず、H29年調査からは毎年6月に実施し、調査時の事業所の状況と、前年1～12月の製造品出荷額等の実績を調査している。

資料) 工業統計調査

#### 4) 商業

商業に関する年間商品販売額、従業者数及び商店数の推移は下表のとおりです。

平成26年度から28年度にかけて、年間商品販売額、事業所数は卸売業、小売業ともに増加し、売り場面積も37%増加しています。

表 商業の推移

年度		事業所数		年間商品販売額（百万円）		売り場面積（㎡）
		卸売業	小売業	卸売業	小売業	
2014	H26	89	228	21,951	31,229	44,076
2016	H28	99	263	29,861	37,165	60,265

資料）愛西市の統計（H26年は7月1日現在、H28年は6月1日現在）

#### (5) 公園・緑地

市民の身近な憩いの場となる公園などの整備状況は、比較的規模の大きい都市公園・緑地が7箇所あります。その他、農村公園4箇所、児童公園68箇所、その他の公園7箇所があり、これらは本市に広く分散して設置されていますが、小規模な施設が多い状況です。

なお、本市の人口1人当たりの公園整備水準は、平成24年3月現在の4.1㎡から令和2年4月1日現在6.8㎡に増加しました。

表 都市公園・緑地の整備状況

令和2年4月1日現在

区分	箇所数	面積	単位
児童公園	68	5.16	ha
都市公園・緑地	7	34.15	ha
農村公園	4	0.35	ha
その他公園	7	0.59	ha

資料）愛西市の統計

コメント [a10]: 平成24年度刊の愛西市の統計をいただけませんか。

### 3. 生活環境

本市の生活環境について、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の概況を整理します。

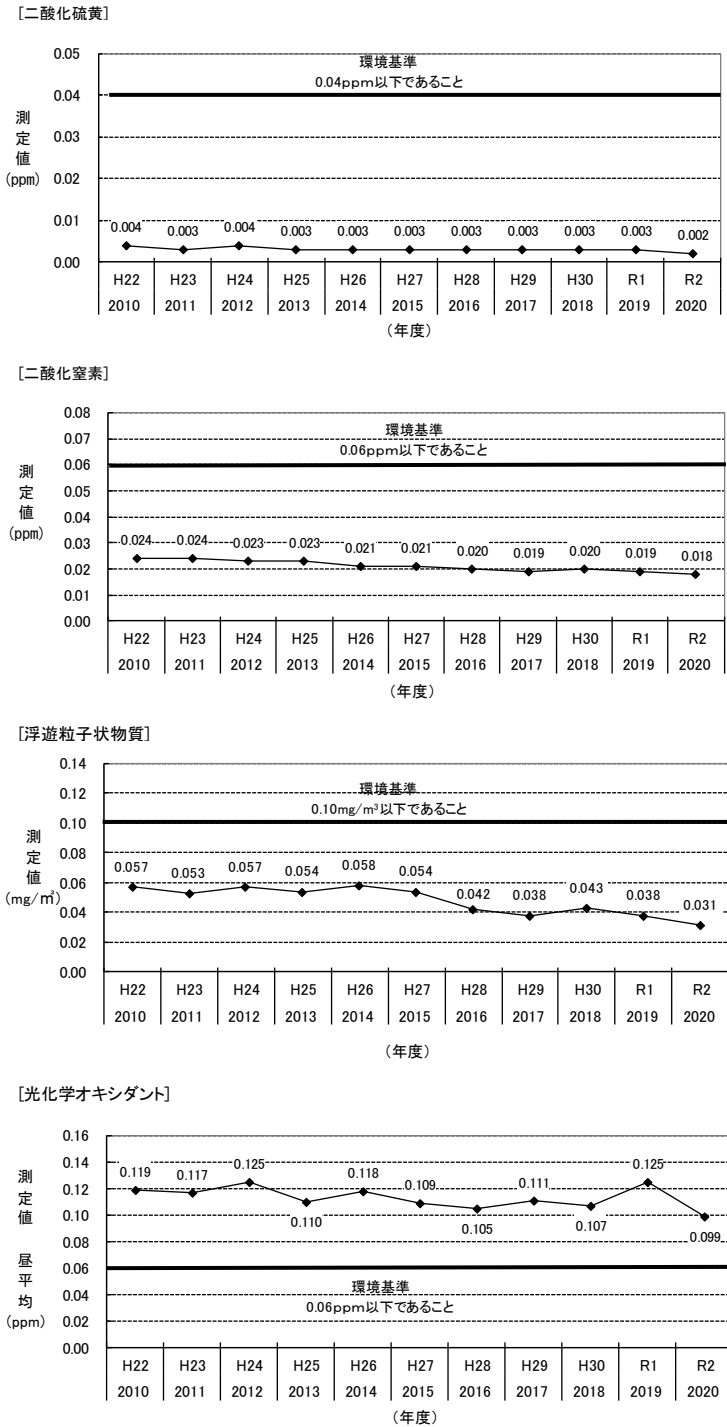
なお、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音については、環境基本法第16条により、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準\*が定められています。

#### (1) 大気汚染

愛知県のうち一般環境大気測定局（以下「大気測定局」という。）は63箇所あり、本市に最も近い津島市埋田町の大気測定局では、二酸化硫黄\*、二酸化窒素\*、浮遊粒子状物質\*、光化学オキシダント\*及びダイオキシン類\*の5項目を測定しています。過去10年間の5項目の測定結果の概要は以下の通りです。

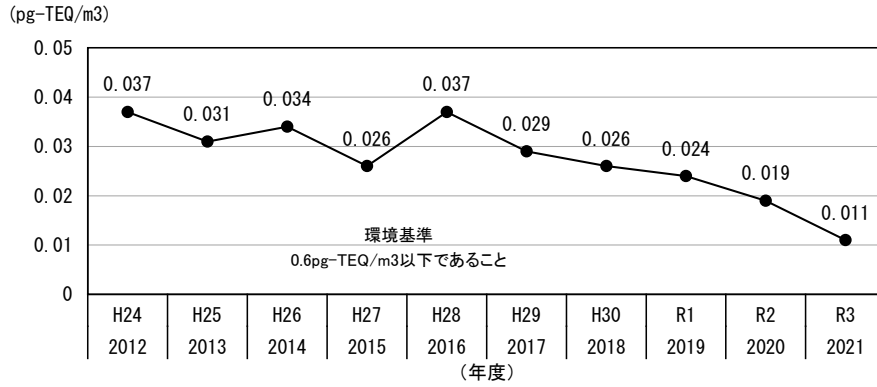
- 二酸化硫黄濃度の年平均値は、過去10年間に於いて平成24年度に0.004ppmを記録した以降は概ね0.003ppmで推移しており、改善傾向が見られます。
- 二酸化窒素濃度の年平均値は、過去10年間に於いて0.018～0.024ppmの間を推移しており、改善傾向が見られます。
- 浮遊粒子状物質濃度の年平均値は、過去10年間に於いて0.031～0.058mg/m<sup>3</sup>の間を推移しており改善傾向が見られます。
- 光化学オキシダント濃度について、昼間の日最高1時間値の平均値は、過去10年間に於いて概ね横ばいの傾向にあります。
- 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、各年とも環境基準を満足していますが、光化学オキシダントは、環境基準を満足していない状況にあります。
- ダイオキシン類の年平均値は、過去10年間に於いて環境基準0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>より十分低い0.011～0.037pg-TEQ/m<sup>3</sup>で推移しており、近年は減少傾向にあります。

図 大気汚染物質濃度の推移（測定局：津島市埋田町）



資料) 愛知県大気汚染調査結果

図 大気中におけるダイオキシン類濃度の推移（年平均値）



資料) 愛知県 ダイオキシン類環境調査結果

## (2) 水質汚濁

### 1) 河川の水質汚濁状況

愛知県は公共用水域\*の水質汚濁状況を把握するため、河川の水質調査を実施しており、本市周辺では木曾川（東海大橋）及び日光川（日光橋）において水質調査が実施されています。本市でも15地点で測定しています。

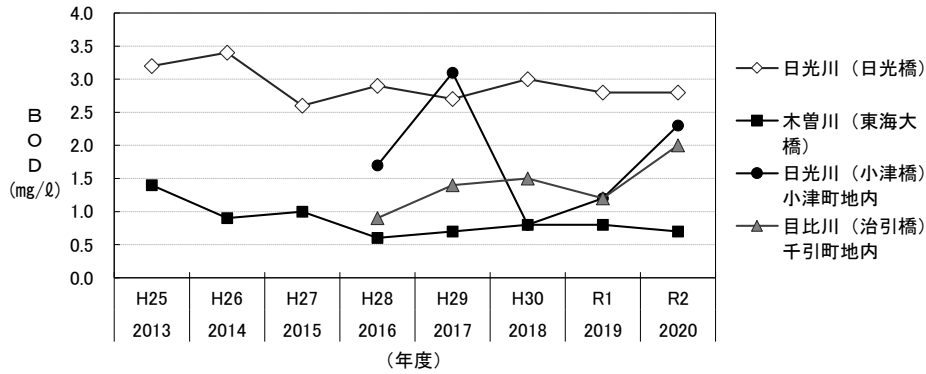
また、愛知県は河川水質・底質のダイオキシン類の汚染状況を調査していますが、本市の近隣地域には測定地点はありません。

河川の水質について、愛知県と市が調査した各2地点の過去10年間の測定結果について、概要は以下の通りです。

- 木曾川及び日光川の測定結果は、pH\*（水素イオン濃度）、DO\*（溶存酸素量）、BOD\*（生物化学的酸素要求量）及びSS\*（浮遊物質）の各項目とも環境基準を満足しています。
- 河川の有機汚濁の代表的な指標となるBODの推移をみると、県測定の2地点とも概ね改善の傾向が見られますが、市測定の2地点は変動が大きく、今後も注意が必要です。

コメント [a11]: データが提供され次第追加

図 河川水質の推移



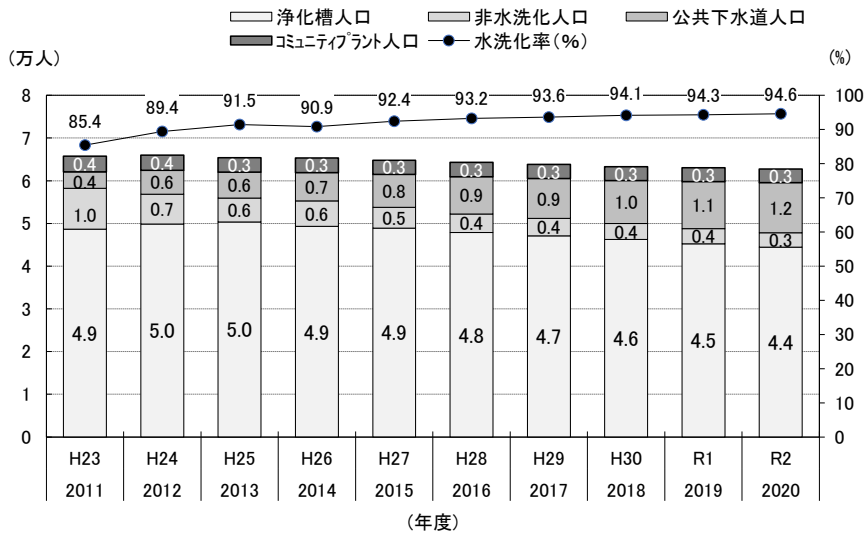
注) 環境基準 木曾川: 2mg/L、日光川: 10mg/L、目比川: 設定されていない  
資料) 愛知県 公共用水域及び地下水の水質調査結果、愛西市環境基本計画進捗状況調査票

## 2) 生活排水処理の状況

河川の水質汚濁に対する主な要因の一つである生活排水処理の状況は下図のとおりで、下水道処理人口が増加しており、水洗化率が上昇しています。

浄化槽のうち、単独処理浄化槽\*は汚濁負荷が高く水質汚濁の要因となることから、生活排水処理基本計画に基づき順次整備される公共下水道への接続や合併処理浄化槽\*設置補助制度を活用して合併処理浄化槽へ転換が進んでいます。

図 生活排水処理人口・処理率の推移



資料) 一般廃棄物処理実態調査 環境省

### (3) 騒音

自動車交通騒音の状況は下表のとおりです。

騒音は、工場の事業活動や建設作業、交通機関の運行などに伴い発生しています。騒音規制法では、工場や事業場、建設工事から発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めています。

また本市では、騒音規制法第18条第1項（常時監視）の規定に基づき、自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、主要幹線道路沿線で騒音を調査しています。令和2年度では9区間で実施しており、昼夜とも環境基準達成率100%であったのは7区間でした。

表 自動車騒音の状況（R2年度）

測定地点	調査地点	区間延長 (km)	騒音レベル (dB)			環境基準達成戸数 (戸)			調査区 間内全 戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
			昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜		昼	夜	昼夜
一般国道1号	善太新田町	0.9	69	64	36	36	36	36	100.0%	100.0%	100.0%	
一般国道155号	西保町	2.1	69	64	3	3	3	3	100.0%	100.0%	100.0%	
一般国道155号	佐屋町	2.6	70	65	134	131	131	135	99.3%	97.0%	97.0%	
県道津島南濃線	藤ヶ瀬町	0.4	59	55	4	4	4	4	100.0%	100.0%	100.0%	
県道名古屋蟹江弥富線	本部田町	2.3	70	65	35	35	35	35	100.0%	100.0%	100.0%	
あま愛西線	古瀬町	1.3	69	65	157	157	157	157	100.0%	100.0%	100.0%	
あま愛西線	根高町	0.6	69	64	145	145	145	145	100.0%	100.0%	100.0%	
佐屋多度線	森川町	4.3	72	68	174	174	174	175	99.4%	99.4%	99.4%	
給父清州線	鵜多須町	2.6	70	65	58	58	58	58	100.0%	100.0%	100.0%	

注) 騒音の環境基準は、昼間70dB以下、夜間65dB以下（幹線交通を担う道路に近接する空間）

資料) 愛知県自動車騒音常時監視結果

愛知県は、航空機騒音の環境基準の達成状況を把握するため、県営名古屋空港及び中部国際空港周辺において騒音の調査を行っています。本市では1地点で調査が行われています。

表 中部国際空港に係る航空機騒音調査結果（R2年度）

(単位: dB)

調査地点	調査実施期間	調査結果	環境基準	調査機関
愛西市稲葉町米野	7/7 ~ 7/13	31	-	愛知県

注) 環境基準の地域類型を指定した地域外の調査地点であるため環境基準はない。

資料) 航空機騒音に係る調査結果

### (4) 振動

振動は、工場の事業活動や建設作業、交通機関の運行などに伴い発生しています。

振動に係る評価基準は、道路交通振動に関して振動規制法\*第16条に基づき道路交通振動の限度（要請限度\*）が定められており、また、工場の事業活動・建設作業に

関して、振動規制法第4条に基づき特定工場などにおける基準や特定建設作業に関する基準が定められています。

愛知県は主要道路沿線の道路交通振動を把握するため、振動調査を実施しています。本市に道路交通振動の測定地点はありませんが、本市に近接する測定地点の海部郡蟹江町大字蟹江新田（一般国道1号）、海部郡蟹江町源氏3丁目（県道一宮蟹江線）では、いずれも要請限度を超過しませんでした。

### (5) 土壌汚染

愛知県は土壌中のダイオキシン類の汚染状況を調査しています。

本市周辺における土壌中のダイオキシン類濃度は、いずれの地点においても環境基準を満足しています。

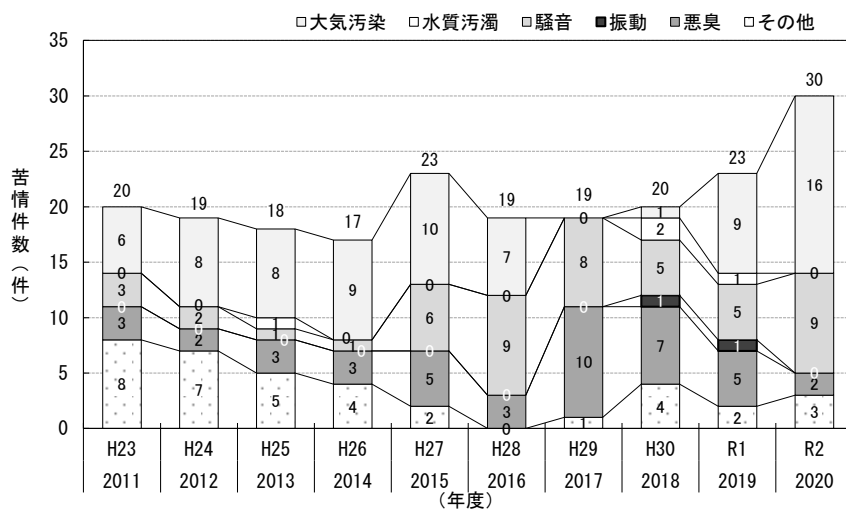
### (6) 地盤沈下

本市には愛知県が設置している水準点があり、沈下の状況が毎年観測されています。記録のある昭和36年以降地盤の沈下が続いていましたが、昭和60年代には沈下が鈍化しました。しかし、過去5年間の累積沈下量の大きい水準点上位10点のうち2点は本市の水準点（森川町村仲、立田町杵先）で、引き続き注意が必要です。

### (7) 悪臭

臭いの感じ方は人の主観的要素が強く、量や接触時間によってその感じ方が異なります。本市における悪臭に関する苦情件数は大気汚染（野焼きなど）、騒音に次いで多い状況です。

図 愛西市における公害苦情件数



資料) 愛知県統計年鑑



## 4. 資源循環型社会

循環型社会<sup>\*</sup>の形成に関する項目として、資源・エネルギー、自然エネルギー<sup>\*</sup>、節水、エコモビリティ<sup>\*</sup>及び廃棄物の概況を整理します。なお、電気の使用量は、平成28年の電力小売全面自由化に伴い、都市ガスの使用量は、平成29年のガス小売全面自由化に伴い、本市の電力・都市ガス消費量（年間販売量）は公表されなくなりました。

### (1) 廃棄物

一般廃棄物<sup>\*</sup>のうち家庭ごみの種類は下表のとおりで、収集されたごみは再資源化業者や海部地区環境事務組合で受入保管し、中間処理され、資源化または最終処分されます。

本市における過去10年間のごみ排出量の推移は下図のとおりです。減少傾向にありましたが、平成30年より前年を上回る状態が続いています。令和2年度のごみの総排出量（資源ごみを含む）は14,460tでした。

表 ごみ処理の流れ

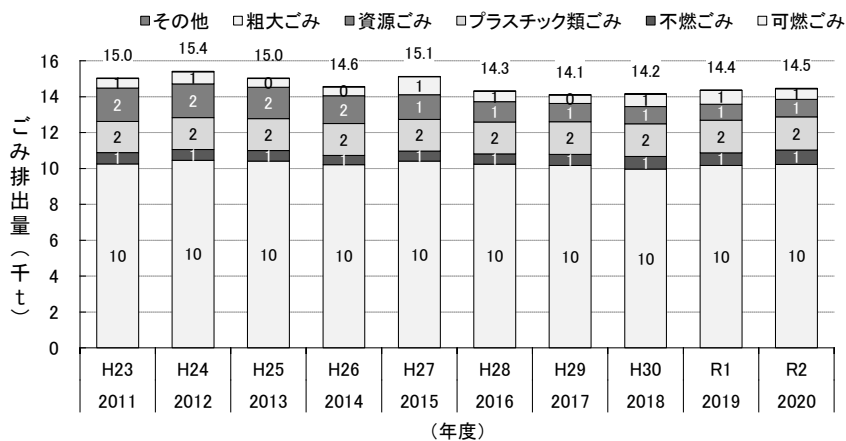
ごみの種類		受入保管・中間処理	資源化・最終処分
可燃物ごみ		海部地区環境事務組合	金属資源 埋立処分(焼却残渣)
プラスチック類ごみ			
不燃物ごみ		海部地区環境事務組合	資源化 埋立処分(不燃物)
有害ごみ			
粗大ごみ		海部地区環境事務組合再資源化業者	資源化
資源ごみ	カン類、ビン類、古紙、古布、ペットボトル、白色トレイ	再資源化業者	資源化

資料) 一般廃棄物処理計画

コメント [a12]: 一般廃棄物処理計画で再確認

図 ごみ排出量の推移

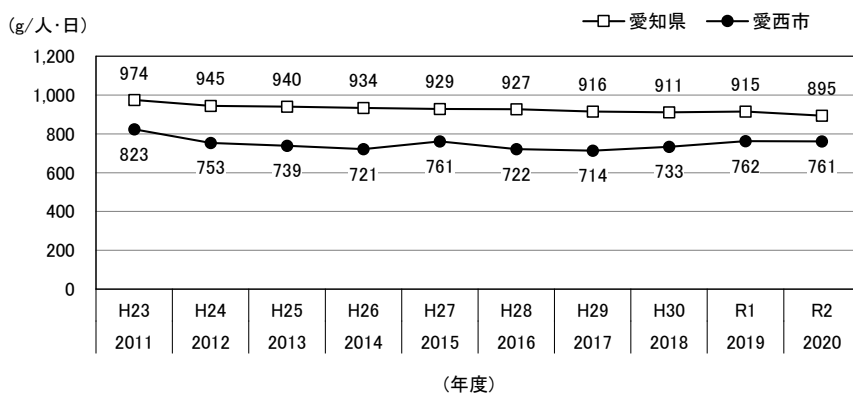
コメント [a13]: グラフにする



資料) 愛西市の統計

過去10年間の推移をみると、本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は、変動はありますが概ね横ばいです。令和2年度における本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は761gで、愛知県の895gを下回っています。

図 1人1日当たりのごみ排出量の推移



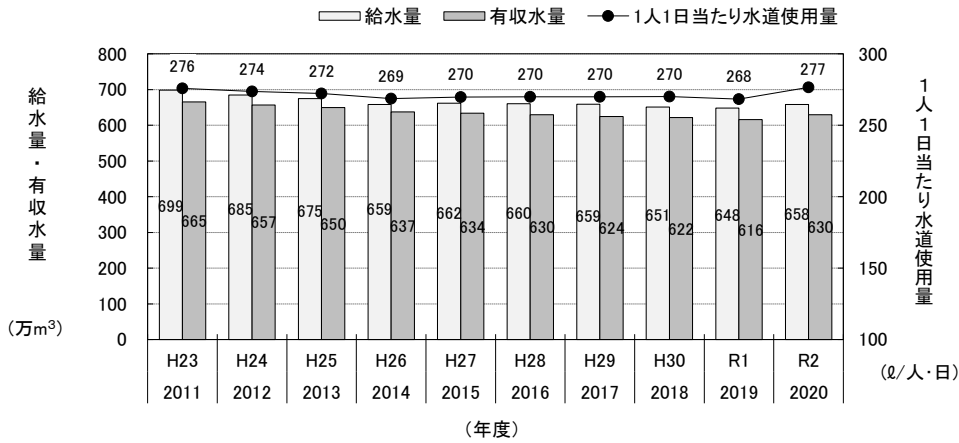
資料) 一般廃棄物処理実態調査

(2) 水資源

1) 水道

家庭用と業務用（商業用、工業用及びその他）を合わせた本市の水道使用量は横ばいの傾向にあり、1人1日当たりの水道使用量も横ばいとなっています。

図 水道使用量の推移



資料) 愛西市の統計 (各年3月31日)

2) 節水

本市では、雨水の有効利用などを目的として、不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための補助事業を実施しています。補助制度は平成22年度から開始され、令和3年度の浄化槽雨水貯留施設転用件数は6件となっています。

## 5. 地球温暖化対策

### (1) 地球温暖化とは

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。太陽エネルギーにより暖められた地表面から、宇宙に向けて放射される熱エネルギー（赤外線）の一部が、二酸化炭素やメタンに代表される温室効果ガスにより吸収されることで大気が暖められる現象を温室効果といいます。近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果のあるガスが大量に排出されて、大気中の濃度が高まっています。

IPCCが2021年に報告した第6次報告書によると、人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、世界平均気温は工業化前と比べて、2011～2020年で1.09℃上昇したとしています。陸域のほとんどで1950年代以降に大雨の頻度と強度が増加し、強い台風（強い熱帯低気圧）の発生割合は過去40年間で増加しました。今世紀末（2081～2100年）の世界平均気温の変化予測は、工業化前と比べて1.0～5.7℃上昇と予測されています。

### (2) 温室効果ガス排出量

本計画で扱う温室効果ガスは二酸化炭素とし、排出に関わる活動は下表のとおりです。

表 温室効果ガス排出の対象と活動

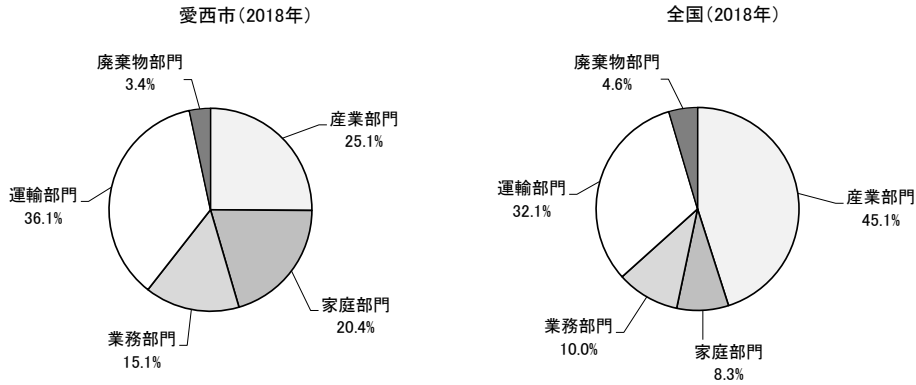
ガス種	部門	排出に係る活動
エネルギー起源 二酸化炭素	産業	製造業、農林水産業、建設業、鉱業におけるエネルギー消費（電気、化石燃料）
	民生業務	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、産業・家庭・運輸以外のエネルギー消費（電気、化石燃料）
	民生家庭	家庭におけるエネルギー消費（電気、化石燃料） ※自家用自動車は運輸部門に含まれる
	運輸	鉄道、自動車（貨物、旅客）におけるエネルギー消費（化石燃料）
非エネルギー起源 二酸化炭素	廃棄物	一般廃棄物の焼却処分に伴うプラスチック製品の焼却

資料）「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和4年3月）

コメント [a14]: そのままの引用ではありませんが、参考にして、説明を追加しています。

本市の二酸化炭素排出量は、運輸部門が36.1%で最も多く、次いで産業部門です。全国に比べ産業部門の割合が低いことが特徴です。

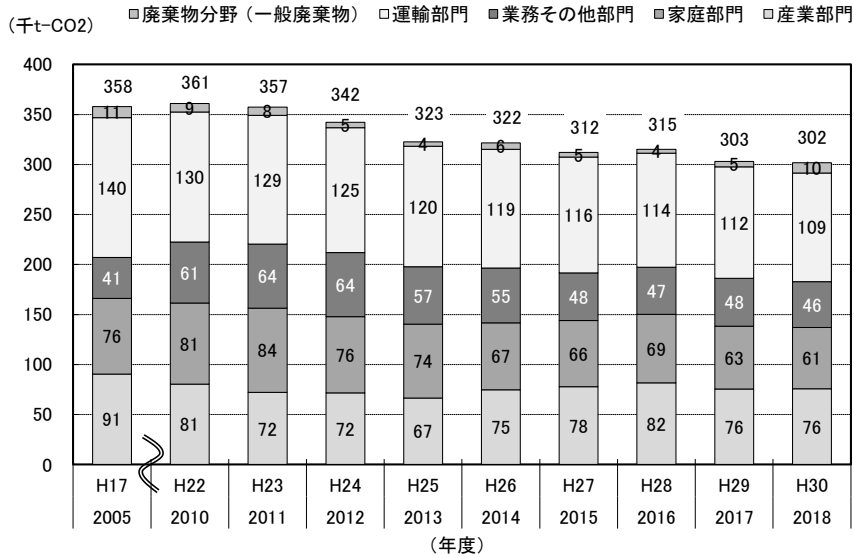
図 二酸化炭素排出量の比較



資料) 愛西市 自治体排出量カルテ (環境省)

二酸化炭素排出量は、2010年以降減少を続けており、2018年度の排出量は、国の計画で基準年としている2013年度から7%減少しています。

図 二酸化炭素排出量の推移



資料) 愛西市 自治体排出量カルテ (環境省)

第2章 環境の概況

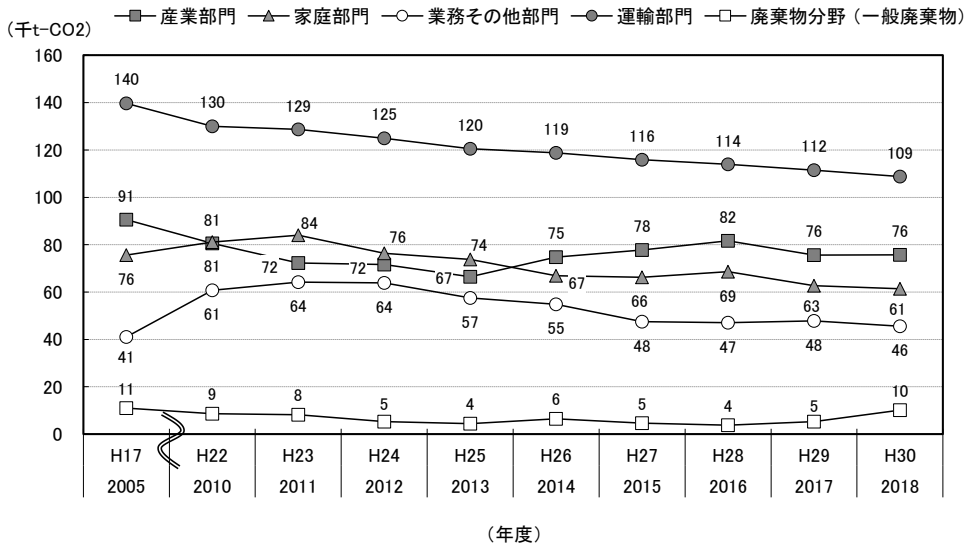
部門別でみると、運輸部門は2010年以降減少を続けており、家庭部門、業務部門も減少傾向がありますが、産業部門はおおむね横ばいとなっています。

世帯数が増加し、商業は活発であるなかで、家庭部門、業務部門の排出量が減っているのは、省エネ努力に加えて、電力の排出係数<sup>注</sup>が減っている影響が強いと考えられます。一方、自動車保有台数がほぼ横ばいであるのに対し、運輸部門の排出量が減っているのは、自動車の低燃費化の影響が考えられます。

今後は、本市の人口は減少する見込みであることから、運輸部門、家庭部門、業務部門の排出量は減少すると考えられますが、実際のエネルギー消費量を減らして排出量削減を確実にする必要があります。一方、産業部門は、経済の動向によっては排出量が増加することが考えられ、国が目標とする2030年に2013年度比46%削減を達成するには、一層の省エネが必要となります。

注) 電力は、電力会社や年度によって、燃料に使用する化石燃料の割合が異なるため、電力当たりの二酸化炭素排出量が異なります。これを排出係数といいます。

図 二酸化炭素排出量の推移



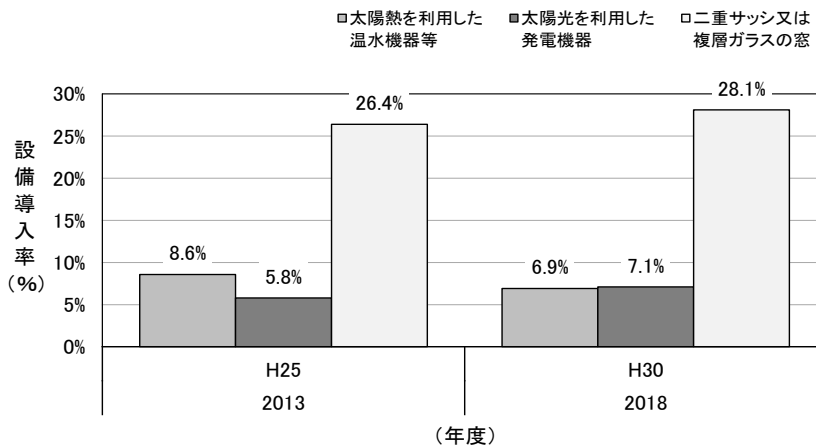
資料) 愛西市 自治体排出量カルテ (環境省)

(3) 省エネ設備

市内の住宅で、平成30年において太陽熱を利用した温水機器等を導入している住宅は、全体の6.9%、太陽光を利用した発電機器を導入しているのは7.1%、二重サッシ又は複層ガラスの窓を導入しているのは、一部の窓の住宅を含めて28.1%です。太陽熱を利用した温水器を除いて、平成25年から増加傾向にあります。

**コメント [a15]:** 調査票でも説明はなく、同様の表記になっています。太陽熱利用には、給湯（アクティブソーラー）と冷暖房利用（パッシブソーラー）があるので、「等」は冷暖房利用（床暖房、蓄熱等）が想定されます。

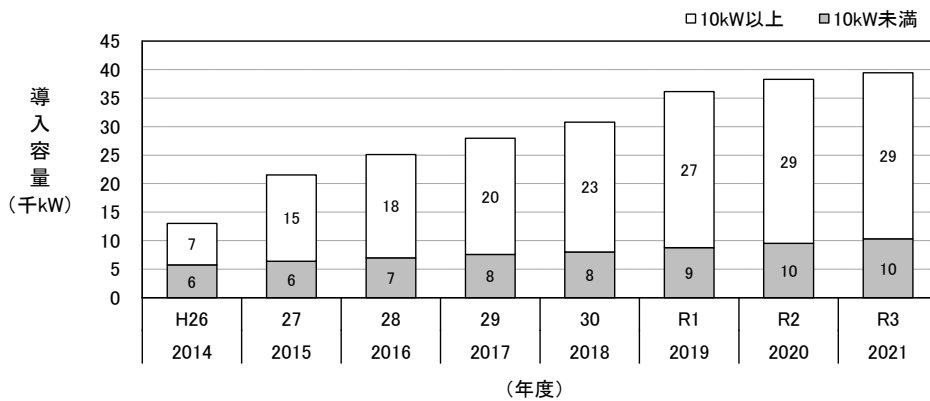
図 住宅における省エネルギー設備等の導入率



資料) 住宅土地統計調査

「固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。市内では、固定価格買取制度を利用した発電設備は、太陽光発電のみで、10kW以上の大型の設備を中心に設置が進んでいます。

図 固定価格買取制度 (FIT) 導入容量の推移



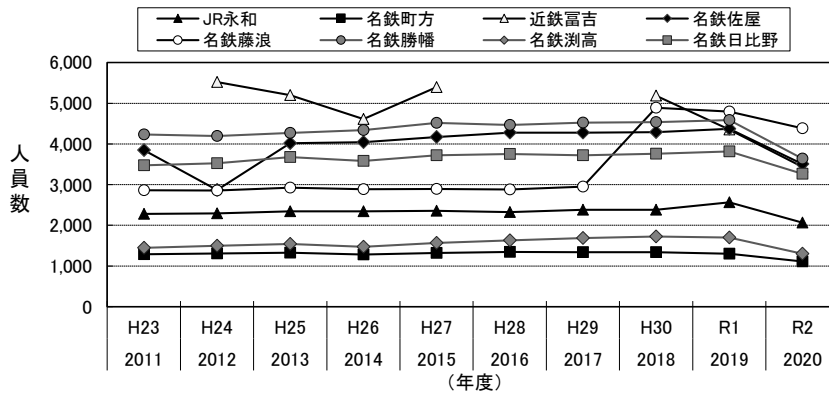
資料) 資源エネルギー庁 (各年12月末現在)

(4) エコモビリティ

1) 鉄道利用

鉄道の駅別乗降客数の推移をみると、乗客の比較的多い名鉄勝幡駅では増加傾向にありましたが、令和元年から2年にかけて大きく減少しています。名鉄藤波駅は、平成30年に本市へ移転した清林館高等学校の最寄り駅であることから、乗降客数が大幅に増加しました。

図 鉄道の駅別乗降客数の推移

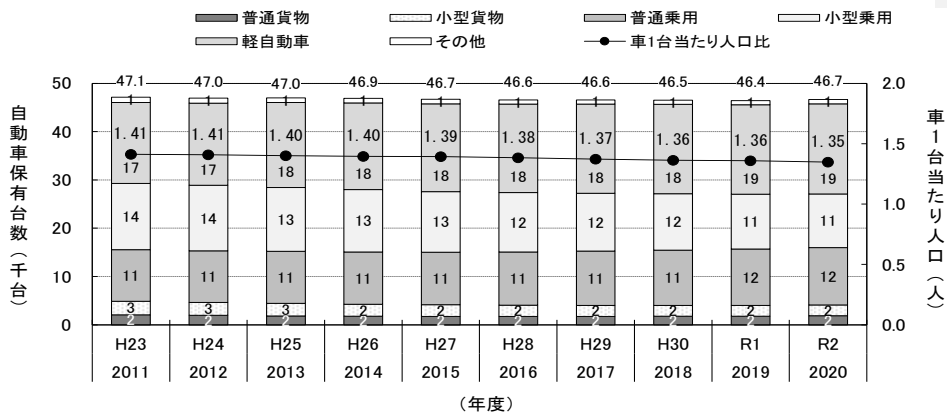


注) 近鉄富吉駅については、不定期に集計。  
資料) 愛西市の統計 (各年度中)

2) 自動車保有台数

過去10年間の自動車保有台数の推移をみると、本市の自動車保有台数はわずかに減少しています。一方、1台当たりの人口は減少傾向にあり、令和2年度では、1.35人/台となっています。

図 自動車保有台数の推移



資料) 愛知県統計年鑑「市町村・車種別保有自動車数」(各年度末)



## 6. 環境行政の動向

国・県における環境に関する取り組み状況について整理します。

### (1) 国の取り組み

国は、平成5年に「環境基本法」を制定して以降、各種の環境に関する法を整備し、総合的な環境行政を推進しています。平成30年に第5次環境基本計画を策定し、地域循環共生圏の創造とともに、世界の範となる日本の確立を目指しています。

平成28年に策定した地球温暖化対策計画では、前年に「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において採択された「パリ協定」を踏まえ、温室効果ガス削減目標を2030年度において対2013年度比46%削減としました。「パリ協定」では温暖化する気候への適応についても対応を求めており、「気候変動適応法」に基づき、令和3年に「気候変動適応計画」が策定されました。さらに平成30年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル\*を目指すことを宣言し、取り組みを強化しています。

生物多様性に関しては、平成22年に「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が名古屋市で開催され、生物多様性への関心が高まるなど環境問題はますます複雑かつ多様化しており、これらの情勢の変化に適切に対応していくことが求められています。生物多様性国家戦略は、次期計画の策定に向けて、2030年に向けて必要な施策を検討中です。

近年は、世界的に海洋プラスチックごみへの関心が高まっています。国は令和元年には「プラスチック資源循環戦略」を策定し、使い捨てプラスチックの削減に取り組んでおり、令和2年7月からレジ袋有料化が義務付けられました。

SDGsに対しては、平成28年に「SDGs実施方針」を決定(令和元年改訂)し、17のゴールと169のターゲットの世界全体における達成に向け、関係行政機関の相互の連携を図り、施策を推進しています。

### (2) 県の取り組み

愛知県では、平成9年に「愛知県環境基本計画」を策定して以降、総合的な環境施策を推進しています。現行計画の「第5次愛知県環境基本計画(令和3年策定)」では、SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」を目標に、目指すべき3つの愛知の姿「日本一環境にやさしいあいち」、「環境と経済成長が好循環しているあいち」、「地域が活性化している魅力あるあいち」を示し、それぞれの愛知の姿の実現を目指しています。

コメント [a16]: 本計画確定まで状況確認のこと。

表 国・県の環境行政の流れ (1/2)

年	国際社会における取組	我が国における取組	愛知県における取組
1993 (平成 5)	5月 「気候変動に関する国際連合枠組条約」の締結 12月 「生物の多様性に関する条約」発効	11月 「環境基本法」の制定	
1994 (平成 6)	3月 「気候変動枠組条約」が発効	12月 「環境基本計画」の策定	
1995 (平成 7)		10月 「生物多様性国家戦略」決定	3月 「愛知県環境基本条例」の制定
1997 (平成 9)	12月 「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」の開催(日本・京都)		8月 「第1次愛知県環境基本計画」の策定
1998 (平成 10)		6月 「地球温暖化対策推進大綱」の策定 10月 「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」の制定	
1999 (平成 11)	10月 「気候変動枠組条約第5回締約国会議(COP5)」の開催(ドイツ・ボン)	4月 「地球温暖化対策の推進に関する基本方針」の閣議決定	
2000 (平成 12)		5月 「グリーン購入法」の制定 12月 「新・環境基本計画」策定	
2002 (平成 14)		3月 「地球温暖化対策推進大綱」の見直し 3月 「新・生物多様性国家戦略」決定 6月 「京都議定書」の批准	9月 「第2次愛知県環境基本計画」策定
2003 (平成 15)		3月 「第一次循環型社会形成推進基本計画」策定	3月 「県民の生活環境の保全等に関する条例」の制定
2004 (平成 16)		6月 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定	
2005 (平成 17)	2月 「京都議定書」発効	2月 「京都議定書」発効 4月 「京都議定書目標達成計画」閣議決定	
2007 (平成 19)		11月 「第三次生物多様性国家戦略」(閣議決定)	
2008 (平成 20)	1月 「京都議定書」第一約束期間開始	6月 「生物多様性基本法」の制定 7月 「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定	3月 「第3次愛知県環境基本計画」策定
2009 (平成 21)		12月 「新成長戦略(基本方針)」閣議決定	
2010 (平成 22)	10月 「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」の開催(日本・愛知)「愛知目標」	3月 「生物多様性国家戦略2010」閣議決定	
2011 (平成 23)		3月 (東日本大震災の発生) 11月 「京都議定書」第二約束期間に参加しないことを明言	

コメント [a17]: 年の表記は揃える

表 国・県の環境行政の流れ (2/2)

年	国際社会における取組	我が国における取組	愛知県における取組
2012 (平成 24)		4月 「第四次環境基本計画」 (閣議決定) 9月 「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定	
2013 (平成 25)			3月 「あいち生物多様性戦略 2020」策定
2014 (平成 26)			5月 「第4次愛知県環境基本 計画」策定
2015 (平成 27)	11月 「気候変動枠組条約第21 回締約国会議(COP21)」の 開催(フランス・パリ)「パリ 協定」採択		
2016 (平成 28)	11月 「パリ協定」発効	5月 「地球温暖化対策計画」 (閣議決定)	
2017 (平成 29)	7月 「G20 海洋ごみ行動計画」 採択(G20 ハンブルク・サミ ット)	3月 「長期低炭素ビジョン」策定	
2018 (平成 30)		4月 「第五次環境基本計画」 (閣議決定) 6月 「気候変動適応法」制定	10月 「愛知県地球温暖化対策 推進条例」の制定
2019 (令和元)	6月 「G20 海洋プラスチックごみ 対策実施枠組」採択(G20 大阪・サミット)	5月 「海洋プラスチックごみ対策 アクションプラン」策定 5月 「プラスチック資源循環戦 略」策定 6月 「パリ協定に基づく成長戦 略としての長期戦略」閣議 決定 10月 「食品ロスの削減の推進に 関する法律」施行	2月 「あいち地球温暖化防止戦 略2030」策定
2020 (令和2)		7月 レジ袋有料化	
2021 (令和3)		10月 「地球温暖化対策計画」 (見直し)	

コメント [a18]: 年の表記は揃える

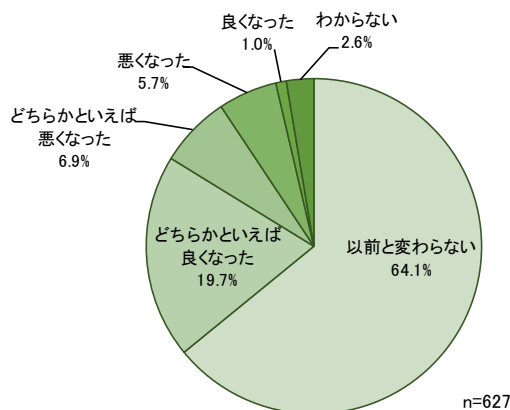
## 7. アンケート調査の結果

### ◆ 市民アンケート調査の概要

- ・調査の対象者：愛西市在住の18歳以上の市民（1,800人）  
※同世帯から2人抽出されないよう配慮し、世帯別を選定。
- ・配布及び回収票数：1,800票配布、640票回収（回収率35.6%）

#### 【あなたがお住まいになっている地区の環境】

10年前と比べて「以前と変わらない」が最も多く、次いで「どちらかというと良くなった」でした。



注）「n=〇〇」は有効回答数を示す。（以下同様）

#### 【あなたがお住まいになっている地区の環境】

地区の環境について、下記の計算式の通りに各項目の度合いを得点化し、「満足度・重要度」として算出しました。

$$\begin{aligned}
 \text{満足度・重要度} = & \{ (\text{「満足している・重要である」の回答数}) \times 5 \\
 & + (\text{「どちらかという満足している・どちらかという重要である」の回答数}) \times 4 \\
 & + (\text{「どちらともいえない」の回答数}) \times 3 \\
 & + (\text{「どちらかという不満・どちらかという重要ではない」の回答数}) \times 2 \\
 & + (\text{「不満である・重要ではない」の回答数}) \times 1 \} \\
 & \div (\text{回収数} - \text{不明数})
 \end{aligned}$$

グラフでは、横軸に満足度、縦軸に重要度として、満足度と重要度の関係を示しました。

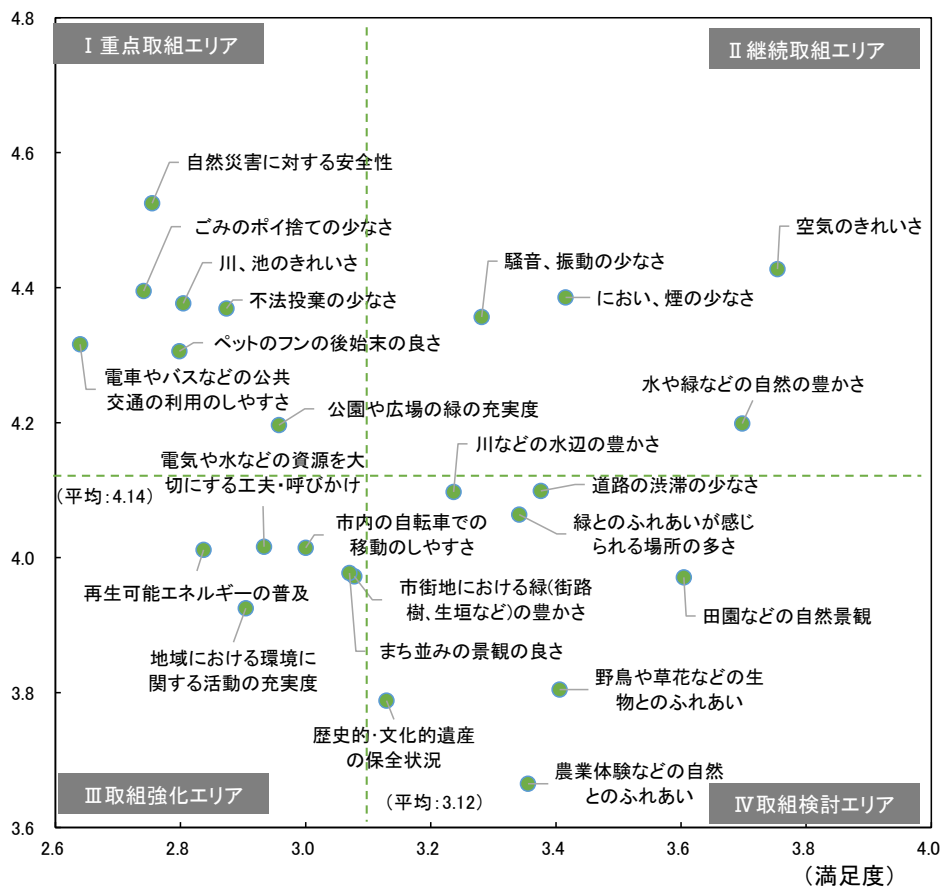
分布のエリアは、満足度と重要度の関係から、次の4つに分類しました。

- I 重点取組エリア：平均に比べて満足度が低く重要度が高いエリア
- II 継続取組エリア：平均に比べて満足度・重要度がともに高いエリア
- III 取組強化エリア：平均に比べて満足度・重要度がともに低いエリア
- IV 取組検討エリア：平均に比べて満足度が高く重要度が低いエリア

I 重点取組エリアに分類されるのは、ごみのポイ捨てなどのマナーに関するものや、公共交通の利便性、自然災害に対する安全性、川、池のきれいさなどでした。

III 取組強化エリアに分類されるのは、市内の自転車での移動のしやすさ、再生可能エネルギーの普及、資源を大切にす工夫・呼びかけ、地域における環境に関する活動の充実度などでした。

(重要度) 【本市の現在の環境について】



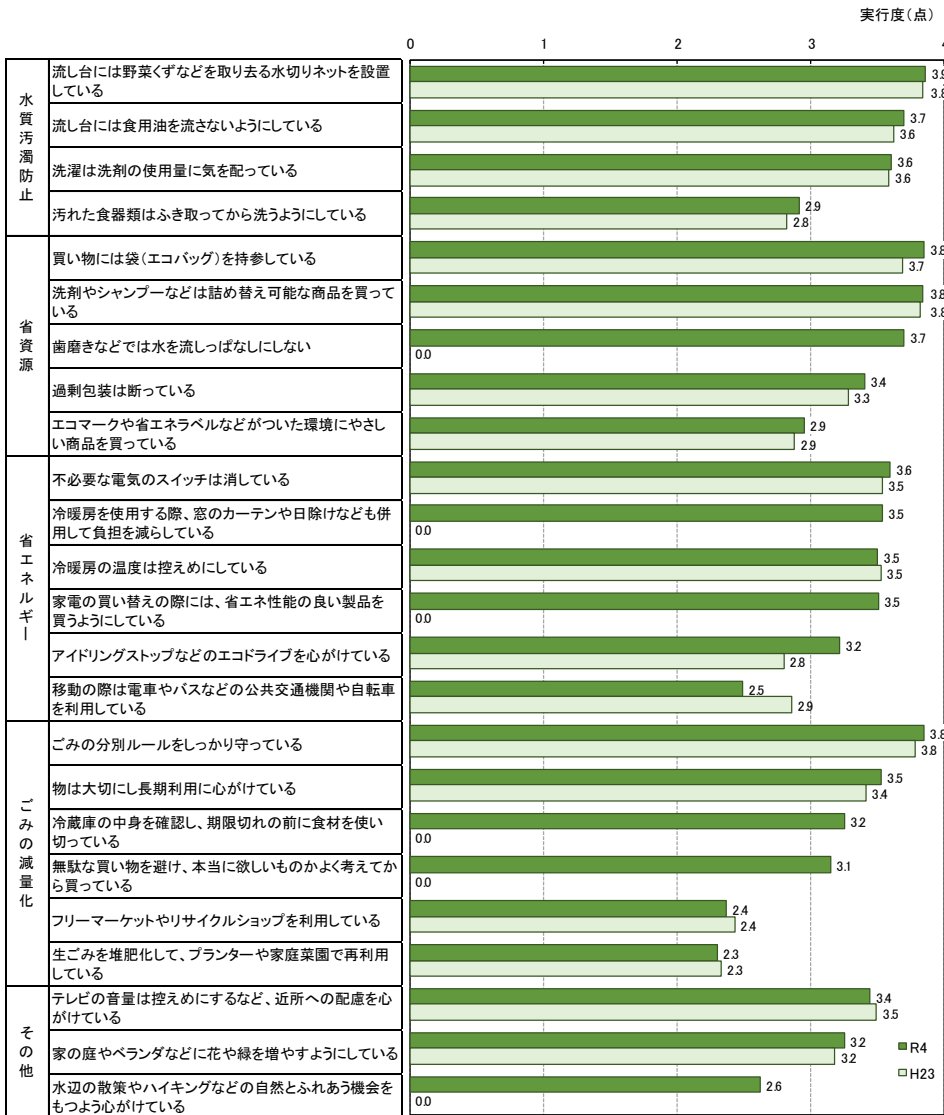
第2章 環境の概況

【環境保全のための取り組み】

取り組みの実行の状況について、次の計算式の通りに各項目の割合を得点化し、「実行度」として算出し、平成23年の調査結果と比較しました。

$$\begin{aligned} \text{実行度} = & \{ (\text{「常に実行している」の回答数}) \times 4 + (\text{「時々実行している」の回答数}) \times 3 \\ & + (\text{「今後は実行したい」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も実行しない」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div (\text{回収数} - \text{不明数} - (\text{「該当しない・わからない・関心がない」の回答数})) \end{aligned}$$

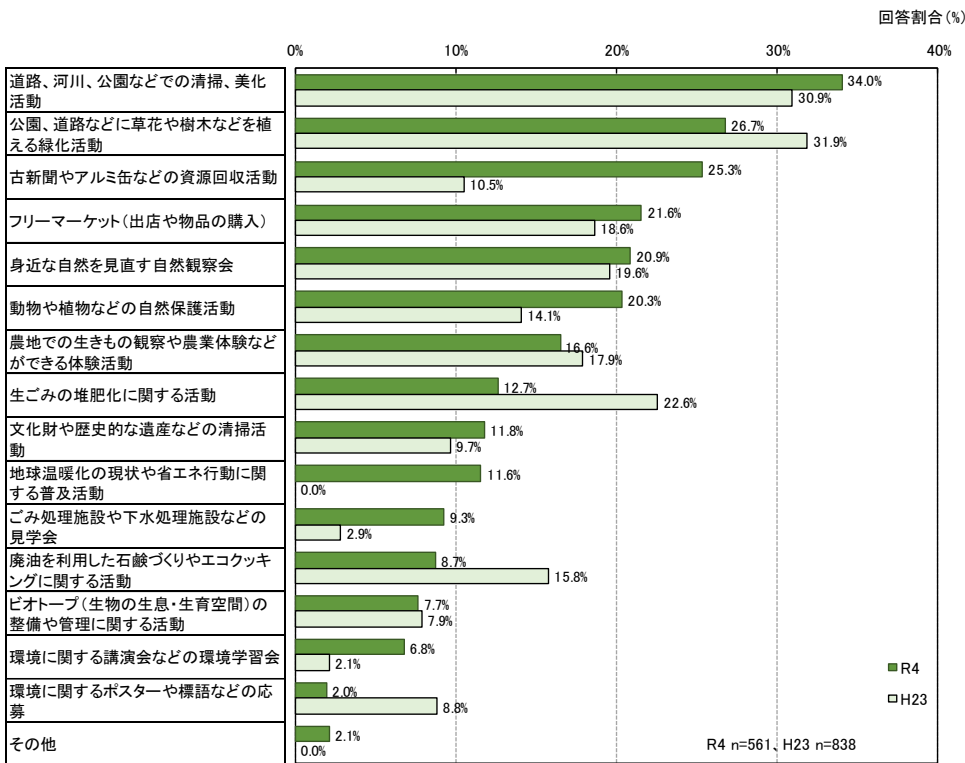
実行度の平均は3.3で、水質汚濁防止と省資源が高い傾向にあります。概ね前回と同じか、わずかに増加していました。



注) グラフ内では小数点1位で表記を統一している。

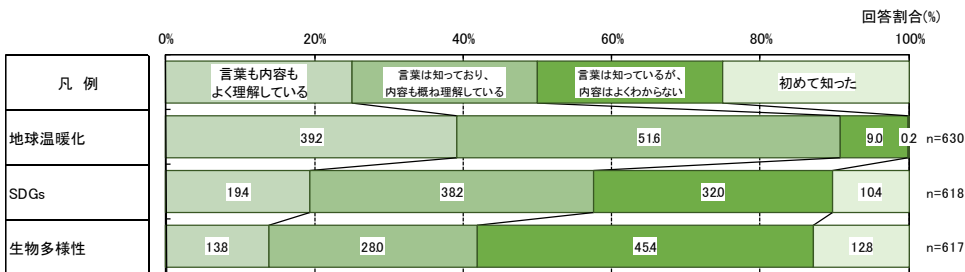
【今後参加してみたい環境に関わる活動】

美化活動、緑化活動、資源回収などの回答が多いという結果になりました。



【環境に関する用語について】

「言葉も内容もよく理解している」との回答が最も多いのは地球温暖化で、生物多様性が最も少ない結果となりました。



## 8. 環境の現状と第1次計画の評価

環境指標と目標達成見込みは次の表に示すとおりです。指標の動向に加え、環境の現状とアンケート調査結果をもとに、見直しの方向性も示しました。

第1次計画の計画期間中に目標を達成した指標は、「生活排水処理率」、「公用車のエコカー保有台数」、「家庭ごみの総回収量」、「市民1人1日当たりのごみ排出量」で、環境目標Ⅳに関するものが中心です。その他の指標は目標達成が厳しい状況で、目標値の設定や、指標の項目の見直しが必要です。

### (1) 環境目標Ⅰ 水や緑とふれあえる自然豊かなまちの実現

重点施策である自然観察会は、継続的に実施されています。  
環境目標としての重要度は見直す必要があります。

#### 1) 自然環境の保全・創出

指標は、目標達成が困難です。

アンケート調査の結果では、田園風景や農業体験には満足しているものの、重要度は低いことから、計画が一定の成果を上げていると考えられます。今後も都市計画マスタープランに従い、順調に整備が進むと考えられます。

その一方で、「生物多様性」は、用語の認知度が低いことから、生物多様性への理解を深める必要があります。第2次計画への見直しの方向性としては、自然環境の保全や生物多様性への理解を深める施策を中心に再構築し、農地保全に関する施策は、水辺環境や水質汚濁防止に関する事項が含まれるので、それぞれの目標へと整理します。

#### 2) 自然とのふれあいの確保

指標は、目標達成が困難です。

アンケート調査の結果では、自然環境には景観として満足しているものの、重要度は低く、実際のふれあい行動も実行の割合が低いことから、自然とのふれあいのきっかけをつくる施策を継続する必要があります。

### (2) 環境目標Ⅱ 快適で魅力ある住環境の形成

重点施策である環境美化活動は、継続的に実施されています。

#### 1) やすらぎのあるまち並みの形成

指標は、目標達成が困難です。

まちの緑化に関する施策は満足度が高いものの、重要度は平均よりも低いものが多く、計画が一定の成果を上げていると考えられます。

引き続き、都市計画マスタープランに従い、適切な緑地の配置等の取組を継続し



ます。

## 2) 快適な住環境の創造

指標は、目標達成が困難です。

「環境美化活動」は重点施策ですが、ごみのポイ捨てや犬のフンの始末などのマナーに関しては満足度が低く、重要度が高いことから、取組を強化する必要があります。

「公共施設などのバリアフリー化」に関しては、環境行政では配慮が必要であるものの直接的に対応する分野ではないことから、第2次計画では削除します。また、「環境にやさしい住環境の形成」のうち、「環境負荷の少ない住宅建設」は、地球温暖化対策にも該当するので、地球温暖化対策で扱うことにします。

## (3) 環境目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会の構築

重点施策である「河川の水質の保全」では、河川の水質は、環境基準を超過する項目はあるものの、概ね環境基準を満足しています。

### 1) 健全な生活環境の保全

指標のうち生活排水処理率は、目標を達成しています。

大気質、水質とも、環境基準を超過する項目はあるものの、概ね環境基準を満足しており、計画が一定の成果を上げていると考えられます。

いずれの項目も、悪化すれば健康被害をもたらす事項であり、重要度が高いことから、取組を継続します。

事業者を対象とする対策は、2)も含めて、公害種別に重複するものがあるので、全体的に整理します。

### 2) 化学物質による環境リスクの低減

指標は、目標達成が困難です。

悪化すれば健康被害をもたらす事項であるので、1)と合わせて、取組を継続する必要があります。

## (4) 環境目標Ⅳ 環境にやさしい循環型の暮らしの創造

重点施策である「環境に配慮した製品を購入しよう」に関して、アンケート調査では「エコマークや省エネラベルなどがついた環境にやさしい商品を買っている」の実行度は平均より低く、対策を強化する必要があります。

### 1) 資源・エネルギーの適正利用と地球温暖化の防止

指標は目標を達成しています。

国の「2050年ゼロカーボン」の表明に伴い、全国的に地球温暖化対策が急がれて

いるものの、現行計画では啓発が中心で、市民の関心も低い状況です。再エネ設備導入に加えて省エネ設備導入に関する補助制度を充実させたり、エコモビリティなど有効な対策を強化する必要があります。

そこで、地球温暖化対策関連の施策として省エネ、再エネ導入、エコモビリティ分野を整理したうえで優先度を見直し、節水は循環型社会関連の施策として整理します。

## 2) エコモビリティライフの推進

指標は目標達成が困難です。

市内では移動を自動車に依存する傾向が強く、次世代自動車の普及とともに、公共交通機関の充実が急務です。

## 3) 廃棄物の発生抑制と適正処理

指標のうち、家庭ごみの総回収量と、市民1人1日当たりのごみ排出量は目標を達成しています。

廃棄物の減量化やリサイクルに関する取組は、全体的に実行度は高いことから、計画が一定の成果を上げていていると考えられます。焼却処理するプラスチックごみの削減は、地球温暖化対策にも貢献することから、重要度の高い不法投棄とともに、引き続き取り組みが求められます。

災害廃棄物処理は、環境行政としては重要ですが、詳細は「愛西市災害廃棄物処理計画」で対応する旨を記載します。

## (5) 環境目標Ⅴ 市民・事業者・市の協働の推進

重点施策である「エコライフ・エコ事業を実践しよう」に関して、環境に関わる取り組みは、市民は前回とほぼ同じでしたが、事業者は前回より向上しました。

### 1) 環境教育・環境学習の推進

指標は現状把握が困難です。

満足度、重要度ともに低いものの、食育や農業などで地元の環境を知る機会があり、環境基本計画の基本となるものであり、施策を継続する必要があります。

大人に対しても、重点施策である「エコライフ・エコ事業」に関する情報にふれる機会を提供する必要があります。

### 2) 環境保全活動の実践

指標は目標達成が困難です。

活動への参加意欲はあり、活動への補助金や情報提供などが求められています。

表 指標の動向 (1/2)

項目		指標	計画策定時	現在 (最新年度)	目標値
環境目標Ⅰ ふれあえる自然豊かなまちの実現	① 自然環境の保全・創出	①農業振興地域における農用地面積の確保	①H23 3,202ha	①R1 3,133ha	①R4 3,122ha
	② 自然とのふれあいの確保	①貸し農園の区画数(10~20m <sup>2</sup> /区画)	①H23 23区画	①R1 23区画 R2 0区画	①R4 46区画
環境目標Ⅱ 快適で魅力ある住環境の形成	① やすらぎのあるまち並の形成	①緑地率	①H22 約62.0%	①R2 -	①R2 62.0% R4まで継続
		②市民1人当たりの都市公園整備面積	②H23 約4.1m <sup>2</sup> /人	②R2 約807m <sup>2</sup> /人	②R2 約6.5m <sup>2</sup> /人 R4まで継続
		③身近に緑(自然の環境)が多くあると感じる人の割合	③H20 72.9%	③R2 -	③H29 82.0% R4まで継続
	② 快適な住環境の創造	①アダプトプログラム <sup>*</sup> の登録団体数	①H23 2団体	①R2 3団体	①R4 4団体
環境目標Ⅲ 社会の構築 安心・安全に暮らせる	① 健全な生活環境の保全	①大気汚染や河川における水質汚濁に係る環境基準の達成・維持	①第2章参照	①大気汚染4物質のうち光化学オキシダントのみ環境基準超過 水質汚染4地点全て環境基準達成	①環境基準
		②生活排水処理率	②H21 69%	②R3 82%	②R2 81% R4まで継続
	② 化学物質による環境リスクの低減	①「広報あいさい」での化学物質に関する情報の掲載件数	①H23 1件/年	①R2 1件/年	①R4 3件/年

表 指標の動向 (2/2)

項目	指標	計画策定時	現在 (最新年度)	目標値	
環境目標へ 環境にやさしい循環型の暮らしの創造	① 資源・エネルギーの適正利用と地球温暖化の防止	①公用車のエコカー保有台数	①H23 4台	①R2 21台	①R4 8台
		②太陽光発電設備設置基数(売電契約数)	②H23 789基	②R2 1,837基	②R4 2,000基
	② エコモビリティライフの推進	①巡回バスの利用者数	①H20 111,725人	①R2 65,100人	①H29 150,000人 R4まで継続
	③ 廃棄物の発生抑制と適正処理	①家庭ごみの総回収量	①H20 16,089t	①R2 14,327t	①H29 15,713t R4まで継続
		②市民1人1日当たりのごみ排出量	②H23 693g/人・日	②R2 637g/人・日	②R2 685g/人・日 R4まで継続
		③集団回収の登録団体数	③H23 72団体	③R2 36団体	③R4 80団体
環境目標へ 協働の推進 市民・事業者・市の	① 環境教育・環境学習の推進	①買い物をする時、地元産を意識的に購入している人の割合	①H23 55.7%	① (調査中)	①H29 69.5% R4まで継続
		②子どもエコクラブの登録団体数	②H23 1団体	②R3 1団体	②R4 10団体
	② 環境保全活動の実践	①「広報あいさい」での環境情報の掲載件数	①H23 25件/年	①R2 7件	①R4 30件/年
		②レジ袋削減協力店の店舗数	②H23 7店舗	②R2年度より有料化が義務化	②R4 10店舗

## 第3章 望ましい環境像と環境目標

### 1. 望ましい環境像

望ましい環境像は、将来的な本市の環境のあるべき姿を示すもので、市民・事業者・市の各主体が連携・協力して目指していく方向をわかりやすくイメージするために設定するものです。

上計画である第2次愛西市総合計画後期基本計画と統一性を持たせるため、環境分野の基本目標である「良好な環境を未来につなげるまちづくり」とします。

#### 望ましい環境像

良好な環境を未来につなげるまちづくり

#### ◆ 5つの環境目標

第1次計画の評価と市の現状を踏まえ、本市の環境政策の大きな方向性を示す5つの環境目標を以下に示します。

環境目標Ⅰ	脱炭素社会の構築を目指すまち	【地球温暖化対策】
環境目標Ⅱ	生物多様性の恵みを受け継ぐまち	【生物多様性の保全】
環境目標Ⅲ	安全・安心で快適な住環境のまち	【生活環境】
環境目標Ⅳ	環境に優しい資源循環型のまち	【循環型社会】
環境目標Ⅴ	市民・事業者・市が協働するまち	【環境問題への取り組み】

## 2. 環境目標

環境目標は、環境政策の大きな方向性を示すものです。ここでは、本市の環境の概況、アンケート調査結果をもとに抽出した課題、上位計画における関連施策から、地球温暖化対策、自然環境、生活環境、循環型社会、環境問題への取り組みに関する環境目標を設定します。

### (1) 地球温暖化対策に関する環境目標Ⅰ

地球温暖化とそれに伴う気候変動への対策は、世界的に対策が急がれています。地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素は、私たちの日常生活や事業者の事業活動などに伴い排出されています。国では2030年に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減、2050年にはカーボンニュートラルを目指しており、これまでの生活スタイルや事業スタイルを根本的に見直す必要があります。

そのため、私たち一人ひとりが、節電・節約に加えて、高効率機器の導入や建物の高断熱化などの省エネ、公共交通機関の利用促進、自動車の利用方法の見直し、再生可能エネルギー利用促進などの日常生活に関わりの深い取り組みを進めて、実質的に二酸化炭素を排出しない脱炭素社会を構築することが求められています。

こうしたことから、脱炭素社会の構築を目指します。

#### 環境目標Ⅰ

#### 脱炭素社会の構築を目指すまち

なお、環境目標Ⅰを、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置付けます。

この目標の達成を目指すことにより、SDGsに対しては、エネルギーの適正利用が7、9、12、エコモビリティが9、11、再生可能エネルギー利用促進が7、環境目標全体が13のゴールに貢献します。

### (2) 自然環境に関する環境目標Ⅱ

本市は、木曾川や長良川といった雄大な河川、身近な小河川・水路、市街地を囲む田園など、多様な自然を有しています。こうした環境は動植物の生息・生育の場としても大切なだけでなく、生態系サービスと呼ばれる生物多様性の様々な恵みを私たちにもたらしています。

恵み豊かな環境を今後も受け継ぐためには、生物多様性を適切に保全していく必要があります。一方で、野生生物にふれあえる場の維持・創出を図り、これらの自然資源への理解を深めていくことも必要です。

こうしたことから、私たちは生物多様性の恵みを受け継ぐまちを目指します。

## 環境目標Ⅱ

## 生物多様性の恵みを受け継ぐまち

なお、環境目標Ⅱを、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」に位置づけます。

この目標の達成を目指すことにより、SDGsに対しては、生物多様性の保全が2、6、9、11、15、自然とのふれあいの確保が11、17のゴールに貢献します。

## (3) 生活環境に関する環境目標Ⅲ

身近な緑となっている田園風景などは、地域の原風景です。人々の価値観が多様化するなかで、地域の原風景を維持しつつ憩いの場となる公園や市街地の緑化が求められています。一方で、ごみのポイ捨てやペットのふんの処理など、住環境におけるマナーに関する不満も聞かれます。

また、健全で快適な生活環境を確保していくうえでは、大気、水及び土壌などが良好な状態に保たれていることも必要です。従来公害問題に加え、野焼きなどの都市・生活型公害や有害化学物質の影響などの新たな環境問題に対しては、監視や防止対策を継続して行なっていく必要があります。

こうしたことから、私たちは安全・安心で快適な住環境のまちを目指します。

コメント [a19]: 総合計画の表記に合わせました。

## 環境目標Ⅲ

## 安全・安心で快適な住環境のまち

この目標の達成を目指すことにより、SDGsに対しては、安らぎのあるまち並みの形成が2、9、11、快適な住環境の創造が11、14、健全な生活環境の保全が3、6、9、11、12、14のゴールに貢献します。

## (4) 循環型社会に関する環境目標Ⅳ

私たちの日常生活や事業者の事業活動には、資源利用や廃棄物の発生などが深く関係しており、持続可能な社会を構築していくためにはこれまでの生活スタイルや事業スタイルを見直していく必要があります。

そのため、私たち一人ひとりが、廃棄物の発生抑制と適正処理、水循環の保全などの取り組みの日常生活に関わりの深い取り組みを進めていくことが求められています。

こうしたことから、私たちは環境に優しい資源循環型のまちを目指します。

コメント [a20]: 総合計画の表記通り

#### 環境目標Ⅳ

#### 環境に優しい資源循環型のまち

この目標の達成を目指すことにより、SDGsに対しては、廃棄物の発生抑制と適正処理が8、9、11、12、水循環の保全が6、12のゴールに貢献します。

#### (5) 環境問題への取り組みに関する環境目標Ⅴ

今日の環境問題の解決には、市民・事業者・市の各主体が一体となり、環境に配慮した取り組みを連携して進めていく必要があります、こうした取り組みが地域に根づき継続して実践されることが求められます。

そのため、市民の環境保全に対する意識の向上を図るため環境教育・環境学習を推進するとともに、市民・事業者・市の各主体が連携を図りつつ環境保全活動を進めていくため、情報の公開・提供を行なっていくことが求められます。

こうしたことから、私たちは各主体の協働により、環境に配慮した取り組みを推進していくことを目指します。

#### 環境目標Ⅴ

#### 市民・事業者・市の協働するまち

この目標の達成を目指すことにより、環境教育・環境学習が4、12、13、17、環境保全活動が8、11、12、17のゴールに貢献します。



## 第4章 環境目標の達成に向けた取り組み

### 1. 各主体に期待される役割

5つの環境目標を達成し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市の各主体が自らの責任と役割を理解し、環境に関する取り組みを実践することが重要になります。各主体に期待される役割は以下の通りです。

#### (1) 市民の役割

市民の日常生活は、環境問題と密接に結びついていることから、環境を保全するためには、一人ひとりが環境にやさしい生活行動を積み重ねていく必要があります。また、健全な環境を次世代に引き継ぐために環境を守ることの大切さを教えていくことや、事業者や市との協働により環境保全活動に取り組むことも期待されます。

日常の中で取り組むべき内容は「3. 市民の取り組み」に示しました。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、資源・エネルギーの使用や廃棄物の排出、製品やサービスの供給などの事業活動において環境に負荷を与えています。

各種の事業活動において、資源・エネルギーの効率的な使用や廃棄物の排出抑制などを図るとともに、環境保全に関わる取り組みを実践していく必要があります。また、市民や市との協働により環境保全活動に取り組むことも期待されます。

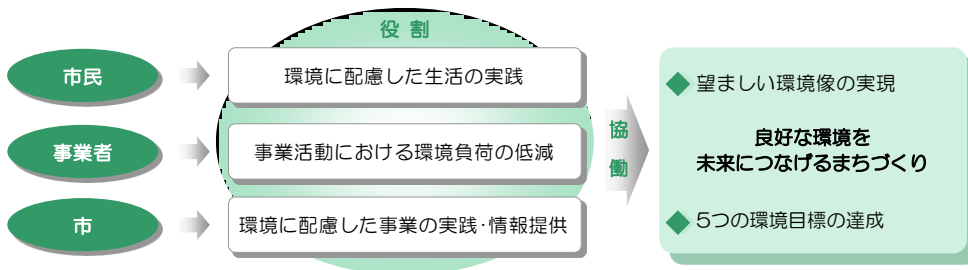
事業活動の中で取り組むべき内容は「4. 事業者の取り組み」に示しました。

#### (3) 市の役割

環境に対する価値観は多様であり、環境問題は「見えにくい」「わかりにくい」場合も多いことから、さまざまな環境問題を解決していくためには、各主体で問題意識を共有して地域の実情に応じた対策を進めていくことが重要です。

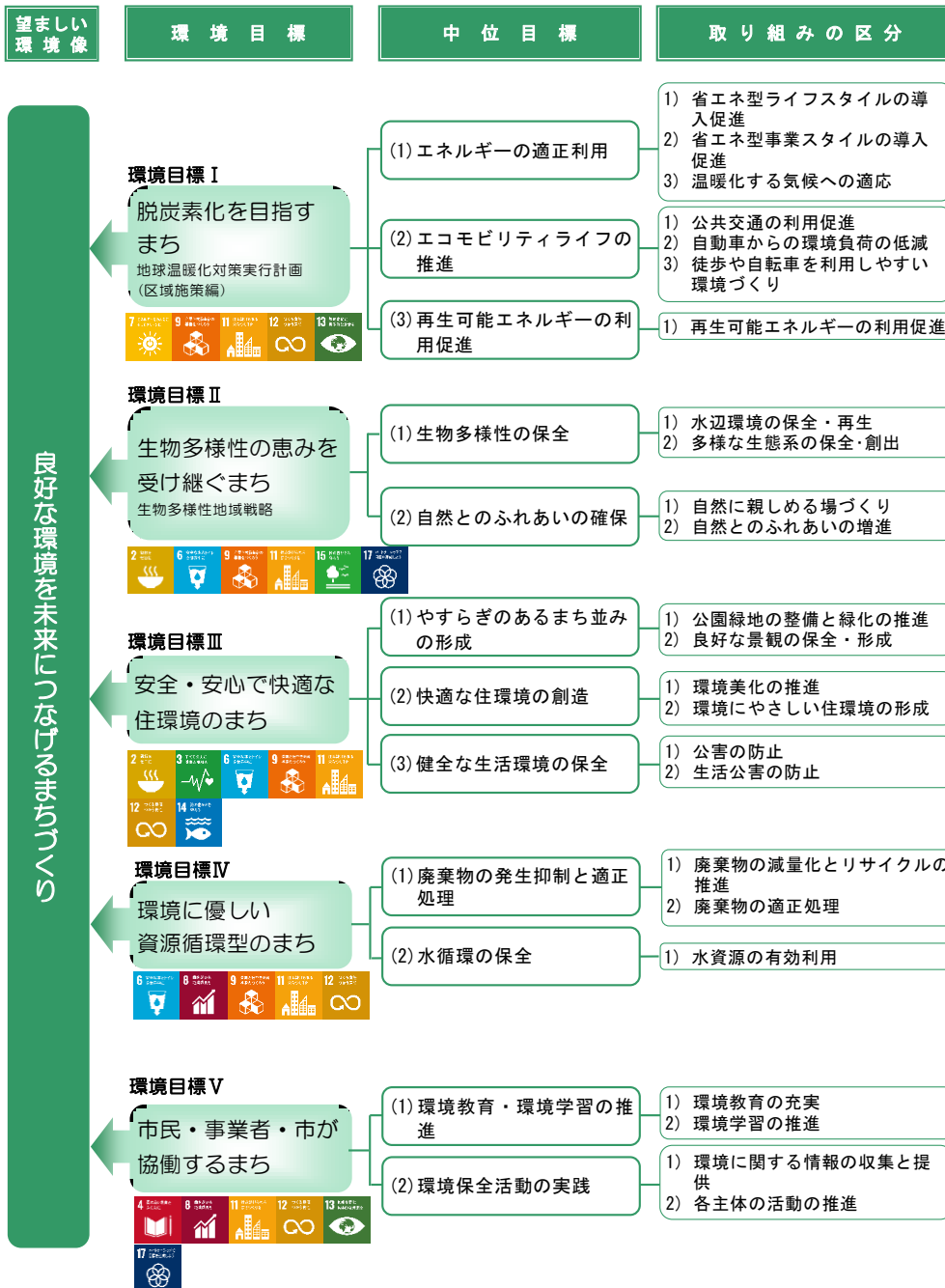
市は、環境保全に関する施策を計画的に実施するとともに、事業者としての取り組みを率先して実行します。また、市民や事業者の取り組みを支援し、各主体との協働を促進する必要があります。

図 各主体の役割



## 2. 環境目標の達成に向けた市の取り組み

5つの環境目標を達成し、望ましい環境像を実現するための中位目標と取り組みの区分を以下に示します。



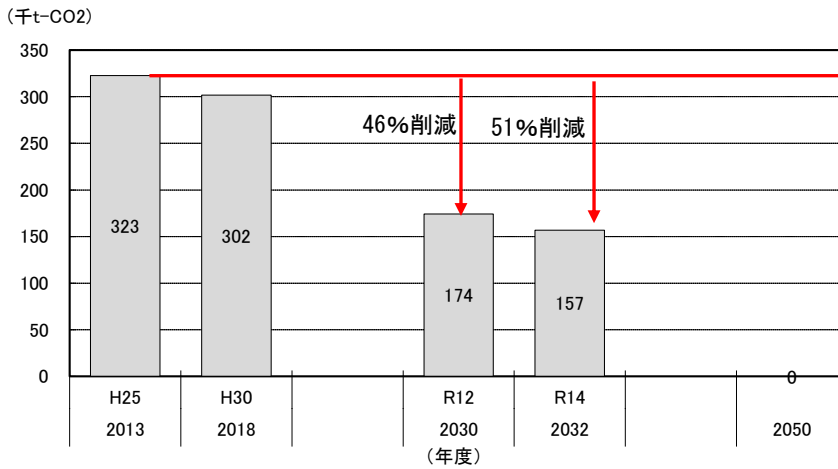
## 環境目標 I：脱炭素化を目指すまち

地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素は、私たちが日常生活や事業活動においてエネルギーを使用する際に排出されます。地球温暖化が進むと、夏季の熱中症、台風の大規模化や豪雨災害などの発生リスクが高まるほか、食糧不足、生態系の変化など様々な分野への影響が懸念されています。

国は、2030年に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減、2050年にはカーボンニュートラルを目指しています。そのためには、日常生活や事業活動において使用するエネルギー量を徹底的に減らすとともに、使用するエネルギーは再生可能エネルギーに置き換えていく必要があります。特に本市においては、運輸部門の排出量の割合が高く、移動を自動車に依存していることから、モビリティのエコ化を推進する必要があります。

本市の二酸化炭素の排出量の目標値は、2050年のカーボンニュートラルを見据え、2030年度に対2013年度比46%削減とし、2032年度には51%削減とします。

図 二酸化炭素排出量の目標



**コメント [a21]:** 前回の163t-CO2は、2013～2030の傾向で減った時の2032年の数値でした。この場合、2050年にゼロカーボンになりませんので修正しました。2030年には46%削減ですが、計画は2050年のゼロカーボンを想定し、直線的に2050年まで延長すると、157千t-CO2になります。なお、部門別の削減率を愛西市の部門別排出量に当てはめると45%削減になります。国の目標に従い2050年に排出量ゼロとすると、直線的に減少した場合、2030年は46%削減が必要となるので、46%削減としました。



## (1) エネルギーの適正利用

コメント [a22]: 強めの論調に

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動においてエネルギーを使用する際に排出される二酸化炭素が主な要因となって引き起こされています。しかし、エネルギーがなければ、私たちの社会経済活動は成り立ちません。脱炭素社会を実現していくためにはこれまでの社会構造を見直し、エネルギーを無駄なく効率的に使う、適正利用による省エネ化を進めていく必要があります。

こうした現状を踏まえ、省エネルギーの推進に向けた取り組みとして、電気・ガスの使用量抑制、高効率機器等の導入、再生可能エネルギーも利用したエネルギーの効率的な利用などの取り組みが期待されます。

さらに、すでに現れている温暖化の影響として、夏季の熱中症への対応や、農作物への高温障害などへの対応が急がれます。

以上のことから、省エネ型のライフスタイルの導入、省エネ型の事業スタイルの導入、温暖化する気候への適応に向けた取り組みを進めます。

### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和14年度)
愛西市から排出される温室効果ガス排出量	千t-CO2	H30 302	157
愛西市の事務事業における温室効果ガス排出量	t-CO2	3,360	2,950

### 1) 省エネ型ライフスタイルの導入促進

- 省エネルギー型機器（家電製品、LED照明、給湯器）への買い替え・新規購入に向けた情報提供
- 冷暖房の使用時間・時期の短縮や設定温度の適正化（室温は冷房28℃、暖房20℃程度）
- 断熱性の高い住宅建設や「長期優良住宅<sup>※</sup>」など省資源・省エネルギーに配慮した住宅に関する情報提供
- クールシェア・ウォームシェアスポットに関する情報提供
- 生産物の地産地消の推進
- 緑のカーテンや建物の壁面緑化・屋上緑化の導入や啓発

### 2) 省エネ型事業スタイルの導入促進

- 省エネルギー型機器（LED照明、オフィス機器、給湯器等）への買い替え・新規購入や、省エネリフォーム等の補助制度等の情報提供

- 冷暖房の使用時間・時期の短縮や設定温度の適正化（室温は冷房28℃、暖房20℃程度）
- クールビズ・ウォームビズの実施や啓発
- クールシェア・ウォームシェアスポットへの協力
- 生産物の地産地消の推進
- 環境マネジメントシステム（ISO14001やエコアクション21）をはじめとする環境負荷の低減などに関する認証制度についての情報提供
- 公共施設における地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

コメント [a23]: グリーン購入から変更

### 3) 温暖化する気候への適応

- 熱中症対策の徹底、クールシェアスポットの利用
- 公共施設や民有地における二酸化炭素の吸収源としての緑化の推進
- 熱帯由来の害虫や感染症、作物の高温障害などに関する情報の収集と周知

#### ■持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGsには、17ゴールに全169のターゲットが示されています。

エネルギーの適正利用とゴール9（産業と技術革新の基盤をつくろう）は、一見関係ないように見えますが、ターゲット9.4の「2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。」には、省エネルギー型機器の導入を進めることが当てはまります。



## (2) エコモビリティライフの推進

本市から排出される二酸化炭素のうち、自動車、鉄道、バスなどの運輸部門の排出割合は全体の36%で、その大半は自動車利用によるものです。本市では移動を自家用車に依存する傾向が強く、自動車よりも輸送効率が高く二酸化炭素の排出量が少ない公共交通機関利用を促進していく必要があります。近年は、高齢ドライバーに免許返納を促すためにも、公共交通の充実が急がれます。

また、従来の自動車よりも環境負荷の少ない次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池車など）や低燃費車が普及してきており、こうした次世代自動車の普及促進や環境に配慮したエコドライブなどの取り組みが求められています。

さらに、自転車を利用しやすい環境の整備、通勤や近距離移動の際の自転車の利用など、自動車の走行距離を減らす取り組みが期待されます。

以上のことから、公共交通の利用促進、自動車からの環境負荷の低減及び徒歩や自転車を利用しやすい環境づくりに向けた取り組みを進めます。

### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和14年度)
公用車の次世代自動車保有台数	台	21	30
巡回バスの利用者数	人	65,100	12,500

### 1) 公共交通の利用促進

- 駅前周辺整備による公共交通機関の利便性向上
- 鉄道や愛西市巡回バスを組み合わせた公共交通サービスの充実
- 愛西市巡回バスの利便性向上に向けた運行時間・運行経路・バス停位置などの見直しの実施

### 2) 自動車からの環境負荷の低減

- エコカー購入のための助成制度などの情報提供
- EV充電拠点の充実
- エコドライブや、ノーカーデーの実施、自動車の相乗り促進のための啓発
- 公用車へのエコカーや低燃費車の導入
- 公用車の使用抑制やエコドライブの推進

### 3) 徒歩や自転車を利用しやすい環境づくり

- 通勤や買い物時など近距離移動における自転車の利用の啓発
- 自転車の運転マナーの向上や安全運転の啓発
- 自転車の利用促進に向けたイベントやサービスの実施など事業者と連携した啓発活動の検討
- 歩道や自転車道を車道と分離するなど歩行者や自転車利用者にやさしい道路環境の整備
- サイクル&ライド\*推進に向けた駅周辺における駐輪場の整備と利用促進

#### ■持続可能な開発目標(SDGs)との関係

世界レベルでは、道路の整備が行き届かない地域もあり、女性、子供、障害者などの交通弱者に対する安全な公共交通機関の整備が求められています(ターゲット11.2)。愛西市において、程度は異なりますが、自動車に依存する傾向が強いことから、移動において公共交通機関など交通弱者への配慮が求められ、これは同時に地球温暖化対策としても有用な対策となります。



### (3) 再生可能エネルギーの利用促進

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を減らすために、二酸化炭素を排出する要因であるエネルギー使用量を減らす必要がありますが、社会経済活動を維持するために、使用するエネルギーをゼロにすることはできません。そのため、使用するエネルギーを再生可能エネルギーに置き換えていく必要があります。

再生可能エネルギーには、太陽光や水力、バイオマスなどを利用して発電する電力や、太陽熱や地中熱を利用する熱利用があります。その他に、日中の照明に自然光を利用することも考えられます。

愛西市で利用できる再生可能エネルギーには、太陽光発電と熱利用があります。太陽光発電は夜間に発電しないため、夜間の利用に備えて蓄電池を導入しておく、災害時にも安心して生活する事ができます。またEVを蓄電池として使う事もできます。

#### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和14年度)
太陽光発電設備設置基数	基	1,837	2,530

コメント [a24]: 補助件数とするか、FIT導入容量とする。  
市施設の導入目標でも良い。

#### 1) 再生可能エネルギーの導入促進

- 「住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金」の利用促進
- 太陽熱利用の促進
- 公共施設における太陽光・太陽熱、蓄電池などを利用した設備の導入
- 公共施設におけるグリーン電力の率先導入
- 太陽光・太陽熱エネルギー、風力発電及びバイオマスエネルギーなどの導入に向けた情報提供
- 大規模施設における廃熱などの未利用エネルギーの活用促進に向けた情報提供



## 環境目標Ⅱ：生物多様性の恵みを受け継ぐまち

私たちの暮らしは、生態系サービスと呼ばれる生物多様性の恵みに支えられています。

平成22年に「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が名古屋市で開催され、生物多様性への関心が高まったものの、アンケート調査では「生物多様性」について「言葉は知っているが、内容はよくわからない」が半数近くを占めるという結果となりました。現在、生物多様性は危機に直面しており、放置すれば私たちの暮らしに影響を及ぼすことが予想されます。

「多様性」の意味を誤解すると、たくさんの生きものがいれば良いと考え、本来愛西市には生育・生息していない外来生物を持ち込んでしまい、愛西市の生物多様性が悪化してしまう恐れがあります。

市内の多様な生物の生育・生息環境を保全するとともに、生物多様性そのものに対する理解を深める必要があります。



### (1) 生物多様性の保全

市内には良好な緑地を有する木曾川、長良川のほか、日光川、善太川、領内川、三宅川及び目比川など多くの河川がありますが、概ね河川改修が進みコンクリート護岸などが整備された河川や水路が多い状況です。河川や水路などの水辺は、魚や水鳥などの身近な生物の生息空間であるとともに、市民のやすらぎの場となるため、生物多様性に配慮した河川整備を推進していく必要があります。

また、本市には手つかずの自然は少ないものの、屋敷林や社寺林などの樹林地や多くの面積を有する農地など、二次的な自然が残されています。農地は作物を生産する場であるとともに、農業用水路やあぜ及び土手などは多様な生物の生息空間となっています。さらに農地は降った雨を一時貯留し、水質の浄化や河川の流量を安定させるなどの重要な役割を担っています。また、田園景観は本市の原風景でもあるため、優良な農地を保全していくことが求められます。

以上のことから、水辺環境の保全・再生、農地などの保全・育成及び多様な生態系<sup>\*</sup>の保全・創出を図り、生物多様性の恵みを受け継ぐ取り組みを進めます。

#### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和14年度)
農業振興地域 <sup>*</sup> における農用地面積の確保	ha	3,133	3,021

### 1) 水辺環境の保全・再生

- 木曾川・長良川などの河川や鵜戸川をはじめとする水路における良好な自然環境の保全
- 農業用水路周辺における多様な生物の生息空間の保全
- 河川や水路のコンクリート護岸の多自然型護岸<sup>\*</sup>への改良検討

### 2) 多様な生態系の保全・創出

- 身近な生物の生態について学ぶ自然観察会の開催・支援
- 絶滅危惧種<sup>\*</sup>などに関する情報提供による希少生物の保護の啓発
- 特定外来種の放流・遺棄の禁止や移動制限などに関する情報提供、駆除の推進
- 多様な生物が生息するビオトープの保全・創出などの取り組みの推進
- 公園、緑地、屋敷林、社寺林、河川・水路及び街路樹などを結ぶ緑のネットワークの形成
- 農地の持つ公益的機能の周知
- 開発事業における自然環境負荷の回避や最小化の検討



## (2) 自然とのふれあいの確保

身近な自然の存在は、私たちの暮らしに癒しやゆとりをもたらします。それだけでなく、家族や友人と自然の中で身近な生物にふれあって遊ぶことで、お互いを思いやり助け合う心が育まれます。また、こうした体験を通じて生物多様性への理解が深まります。

市内には、こうした自然とふれあうことができる場所として、木曾川・長良川の河川敷や桜並木などがある河川や水路、蓮の花が咲く農地などがあり、これらの良好な自然を有する場所を保全・整備していくことが求められます。

また、自然観察会や水生生物調査、緑化フェアなどのイベントを開催し、身近な生物とふれあう場所や機会を提供して、市民が自然について学んだり体験する機会をもっていただくことも必要です。

以上のことから、自然に親しめる場づくり、自然とのふれあいの増進に向けた取り組みを進めます。

### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
自然観察会の開催数	回	1	2

### 1) 自然に親しめる場づくり

- 木曾川・長良川などの河川敷を活用したレクリエーション施設や遊歩道などの整備
- 桜並木や蓮などの良好な景観や親水機能に配慮した河川や水路の保全・整備

### 2) 自然とのふれあいの増進

- 自然観察会や水生生物調査などの自然を学ぶ自然体験プログラムの実施
- 田植栽培及び収穫などの農業体験プログラムの検討
- 緑の現状をわかりやすく視覚的に伝える資料やパンフレットの作成・公表の推進
- 農業技術の指導や自主的に取り組める緑化の紹介など緑に関わる講習会・勉強会の開催検討

## 環境目標Ⅲ：安心・安全で快適な住環境のまち



### (1) やすらぎのあるまち並みの形成

身近な公園緑地は、私たちの暮らしにゆとりを与えてくれるだけでなく地域のコミュニケーションやレクリエーションの場としても利用され、豊かで快適な生活をもたらしてくれます。こうしたことから、身近な公園緑地の整備や既存の公共施設などでの緑化の推進、市民による緑化活動への協力などの取り組みが期待されます。

一方、本市の原風景ともいえる田園部の景観は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。そのため、都市部や田園部の景観の保全に配慮し、愛着のある良好な自然景観を計画的に保全・継承していくための取り組みなどが求められています。

以上のことから、公園緑地の整備と緑化の推進、良好な景観の保全・形成に向けた取り組みを進めます。

#### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和14年度)
市民1人当たりの都市公園整備面積	m <sup>2</sup> /人	約8.7	約10.0

注) 現状値は、都市公園現況調査に基づく。

#### 1) 公園緑地の整備と緑化の推進

- 愛西市都市化推進事業による民有地緑化の推進（屋上・壁面緑化、空き地・駐車場緑化、生け垣など）
- 緑化フェアなどのイベント開催による緑化意識の啓発
- 愛西市らしさや、公園利用者のニーズに適応した公園整備と維持管理の推進
- 公共施設における緑地の保全・充実や適切な維持管理

#### 2) 良好な景観の保全・形成

- 放置自転車の撤去や駐輪場の活用などによる良好なまち並み景観の保全
- 建築物の外観や屋外広告物の美観などの適切な誘導
- 田園景観保全に向けた新規就農者や農地集積に対する支援による農業後継者の育成や遊休農地などの解消促進
- 景観植物栽培や市民農園など潤いのある景観づくりを兼ねた遊休農地の利用の推進
- 木曾川・長良川などの河川や鶴戸川をはじめとする水路における水郷景観の保全

・創出



## (2) 快適な住環境の創造

私たちの身近な道路や河川、公園緑地の環境を保全していくことは、快適な日常生活の確保につながります。また、捨てられたごみが川を通じて海に入ると、海洋プラスチックごみとなり海の生物に影響を及ぼす恐れがあります。そのため、道路や河川のごみ拾い運動などの環境美化活動を継続して行なうとともに、ごみのポイ捨て禁止などのマナー向上に向けた取り組みが期待されます。

また、地域の特色を活かした良好な住環境を形成する取り組みが求められます。

以上のことから、環境美化の推進、環境にやさしい住環境の形成に向けた取り組みを進めます。

### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和14年度)
アダプトプログラム*の登録団体数	団体	3	5

### 1) 環境美化の推進

- 530（ごみゼロ）運動をはじめとした環境美化活動の推進
- アダプトプログラムによる道路、公園及び河川などの環境美化活動や維持管理についての情報提供や支援
- 生活道路や水路などにおける日常的な清掃活動の促進に向けた資材提供の検討
- ごみのポイ捨てやペットのフンの処理及び飼い方など日常生活におけるマナー向上の啓発

### 2) 環境にやさしい住環境の形成

- 地区計画を活用した地域の特色を活かした良好な住環境の整備



### (3) 健全な生活環境の保全

従来の公害問題は、工場の生産活動などによる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下といったものでしたが、今日では都市の人口集中が進み、これが都市における生活水準の向上と相まって、自動車排気ガスによる大気汚染や家庭からの生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大などの都市・生活型公害とも言える環境問題を引き起こしています。

これらの環境問題に対処していくためには、従来の規制的手法だけでは不十分であり、市民・事業者・市の各主体が社会経済活動やライフスタイルのあり方を見直し、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

以上のことから、従来の公害問題に加えて都市型公害による新たな環境問題などに適切に対応し、市民が安心して健全な生活をおくることができる地域社会の形成に向けて、大気汚染の防止、水質汚濁の防止、土壌汚染の防止、騒音・振動の防止、悪臭の防止及びその他の公害の防止に向けた取り組みを進めます。

#### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和14年度)
大気汚染や河川における水質汚濁に係る環境基準の達成・維持	-	第2章 参照	環境基準 (参考資料参照)
生活排水処理率	%	82	100

#### 1) 公害の防止

- 工場・事業所などにおける公害防止の周知・啓発
- 野焼きの禁止や基準に適合した焼却炉の適正な使用についての啓発
- 無人ヘリコプターによる農薬散布の作業実施者に対する周辺環境への配慮の要請
- 農薬や化学肥料などの適正使用についての啓発
- 公共下水道の整備促進と農業集落排水施設やコミュニティ・プラント施設の適切な維持管理
- 単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換の促進と生活排水対策の普及
- 公害防止に関する情報提供
- 公害の現状についての実態把握
- 公害防止協定の締結などによる自主的な環境対策の促進
- 企業の進出時における公害防止計画書の提出などの指導
- 新たな有害物質に関する情報の収集と提供

### コラム：野焼きの禁止について

ドラム缶、一斗缶、ブロック及び鉄板で囲った場所などでごみを燃やす、いわゆる「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金などに処せられます。

**次に掲げる場合を除き、野焼きは一切禁止となりました。ただし、近隣住民に迷惑となるような行為については以下の場合であってもただちに中止しなければなりません。**

1. 国または地方公共団体がその施設の管理を行なうために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策及び復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗習慣上または宗教上の行事を行なうために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業及び漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる廃棄物の焼却
5. たき火その他の日常生活を営むうえで通常行なわれる廃棄物の焼却であって軽微なもの

**焼却炉(小型廃棄物焼却設備)の使用については、廃棄物焼却炉の基準が強化されました。**

ダイオキシン類対策として廃棄物処理法の許可対象規模の廃棄物焼却施設について、構造・維持管理に関する基準の強化が行なわれ、基準に適合しない施設の使用ができなくなりました。

資料) 環境課

## 2) 生活公害の防止

- テレビ・楽器の音量やペットの鳴き声などによる生活騒音、営業騒音の発生防止に向けた啓発
- アイドリングや急発進・急加速の自粛などによる自動車騒音の低減促進
- 浄化槽の適正管理による悪臭の発生防止の指導・啓発



## 環境目標Ⅳ：環境にやさしい循環型の暮らしのまち



### (1) 廃棄物の発生抑制と適正処理

持続可能な社会を実現していくためには、大量消費・廃棄の生活習慣や社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制や適正な資源循環を促進するなど環境負荷を低減する循環型社会の構築が必要です。

本市においても、3R活動の推進や子ども会などによるリサイクル資源の集団回収の推進、廃棄物の適正処理の推進などの取り組みを積極的に行なっており、今後も継続して取り組んでいくことが求められます。

以上のことから、廃棄物の減量化とリサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進に向けた取り組みを進めます。

#### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和14年度)
家庭ごみの総回収量	t	14,327	13,185
市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	637	630
集団回収の登録団体数	団体	36	50

### 1) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

- 「3R」活動（リデュースReduce：排出抑制、リユースReuse：再使用、リサイクルRecycle：再生利用）の推進
- 使い捨てプラスチックの利用削減
- 食品ロスの削減
- 再生品や詰め替え可能な製品の利用促進
- 生ごみの減量・堆肥化に向けた「生ごみ処理槽及び家庭用生ごみ処理機設置補助金」の利用促進
- 「広報あいさい」や市ホームページなどによるごみの減量（エコクッキングなど）の啓発
- 子ども会や各種団体によるリサイクル資源の集団回収の支援
- 資源ごみの分別の徹底と回収品目の検討
- 資源ごみの拠点回収制度の拡充による利便性の向上

## 2) 廃棄物の適正処理

- 有害ごみの適正な回収体制の充実
- 家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づく家電品やパソコンなどのリサイクルに向けた啓発
- フロン of 適切な回収処理についての啓発
- 廃棄物の野焼きが法律違反であることの周知
- 不法投棄の防止に向けた監視体制の整備
- 「愛西市災害廃棄物処理計画」の推進と適宜見直し



## (2) 水循環の保全

限りある資源である水は、大気から雨として大地、河川等を経て海域に向かう循環のなかで、河川・地下水の水量の確保、水質の浄化、水辺環境や生態系の保全に大きな役割を果たし、一部地中に浸透し、一部は地表を流れ海に入り、蒸発して再び雨となります。私たちの生活や産業に不可欠な要素ですが、時には洪水等の災害をもたらします。

都市化により、本来河川を流れるところを各種用水として利用する一方で、舗装面により雨水の地下への浸透を妨げており、水循環を急激に変化させています。かつてのような、地下水を大量に組み上げたことによる地盤の沈下は確認されていませんが、都市型の水害や、温暖化に伴う渇水への対策として、健全な水循環の保全が求められます。

そこで、節水に努め、水資源の有効利用を進めます。

### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和14年度)
浄化槽雨水貯留転用補助金	件	3	10

### 1) 水資源の有効利用

- 節水意識の啓発
- 雨水の有効利用の促進
- 「浄化槽雨水貯留転用補助金」の利用促進
- 地下水の適正利用の啓発
- 上水道の漏水対策による水道水の効率的な提供

## 環境目標V：市民・事業者・市が協働するまち



### (1) 環境教育・環境学習の推進

私たちの生活を取り巻く多くの環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、市民・事業者・市の各主体が一体となり、環境に配慮した取り組みを連携して進めることが必要であり、こうした取り組みが地域に根付き継続して実践されることが求められます。

本市においても、地球温暖化の仕組みや生物多様性のほか、資源の循環利用などについて学ぶ機会を確保し、さまざまな体験学習を実践していくなどの取り組みが期待されています。

以上のことから、環境教育の充実、環境学習の推進に向けた取り組みを進めます。

#### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
こどもエコクラブの登録 団体数	団体	1	1

### 1) 環境教育の充実

- 小中学校などにおける身近な自然を活かした自然観察会や学外講師の活用による環境教育の推進
- 農業体験や公園緑地及び水路の清掃活動など幼稚園・保育園・小中学校における発達段階に応じた環境教育の推進
- 緑のカーテンづくりやビオトープの保全・創出など小中学校における環境教育の機会の充実
- 小中学校の給食における地元農産物の使用量・回数の拡大など食育を通じた地産地消の普及・啓発
- 環境教育に関するリーダーを育成するための講習会開催の検討
- 学校教育における環境に関するカリキュラムや環境分野の副読本などの教材の充実

### 2) 環境学習の推進

- ごみ処理施設などの見学会、自然観察会及び環境関連講 などの環境学習会の開催
- 環境保全に関するポスターや標語コンクールなどの実施・支援
- 緑化フェアや環境フェアなどのイベント開催による環境学習の機会の充実

- 料理教室の開催や地場産品を活用した料理レシピの紹介など食育の推進を通じたエコクッキングや地産地消の普及・啓発
- 環境学習や環境保全活動などに取り組むこともエコクラブの育成



## (2) 環境保全活動の実践

私たちの生活を取り巻く多くの環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、市のみならず市民や事業者の方々がそれぞれお互いの活動を理解し、適材適所での積極的な環境に配慮した取り組みを実践していく必要があります。

さらに、こうした環境に配慮した取り組みの重要性を認識し、市民や事業者の方々が自発的な取り組みを積極的に継続していくことが求められています。

以上のことから、環境に関する情報の収集と提供、各主体の活動の推進に向けた取り組みを進めます。

### 《数値目標》

項目	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和14年度)
「広報あいさい」での環境情報の掲載件数	件/年	7	9

### 1) 環境に関する情報の収集と提供

- 市民環境交流会、アンケート調査及びメールなどによる市民からの幅広い環境に関する情報の収集
- 「広報あいさい」、市ホームページ及びケーブルテレビなどによる市政ニュースを通じたわかりやすい環境情報の提供
- 図書館、公民館及びコミュニティセンターなどの市民がよく利用する場所での環境に関するポスターの掲示
- 市民や事業者が取り組んでいる環境保全活動に関する情報の収集と提供
- 国・県が実施する環境に関する助成制度の情報の収集と提供

### 2) 各主体の活動の推進

- 地域住民との協働によるアダプトプログラムや530（ごみゼロ）運動などの実施
- コミュニティ活動などによる地域のリーダーの育成、地域活動の推進などによる自主的な活動の活性化・円滑化
- 緑化や水質浄化などに取り組む「緑のボランティア」の育成の検討・推進
- 積極的に環境保全の取り組みを行なっている団体・事業所を紹介する仕組みづくり
- 事業活動を行なうにあたって配慮すべき環境情報などの情報提供
- 指導者や助言者の紹介などによる事業者の自主的な環境活動の促進

### 3. 市民の取り組み

#### (1) 脱炭素化を目指すために

##### 1) エネルギーの適正利用と地球温暖化の防止

- 暮らしの中で無駄なエネルギーの使用をなくしましょう。
  - ・照明機器のこまめな消灯
  - ・テレビの電源コンセントを抜くなど待機電力消費の抑制
  - ・冷蔵庫内の整理やドアの開閉回数の削減
  - ・換気扇、エアコンのフィルターのこまめな清掃
- 冷暖房を適切に使用しましょう。
  - ・冷暖房の使用時間・時期の短縮や設定温度の適正化（室温は冷房28℃、暖房20℃程度）
  - ・すだれの設置や緑のカーテンの実施
  - ・クールビズ・ウォームビズ\*の実施
  - ・クールシェア・ウォームシェア\*の利用
- 家電製品などの購入・買い替えの際は、省エネ型を選びましょう。
  - ・省エネルギー型家電製品やセンサー付き照明などの購入
  - ・住宅を新築・改築する際の高気密・高断熱建築の採用
- 環境家計簿\*などの利用による省資源・省エネルギーに配慮した生活を実践しましょう。
- 地球温暖化に関するイベント・学習会などへ参加し、知り得た取り組みを実践しましょう。

##### 2) エコモビリティライフの推進

- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 自家用車の買い替え・新規購入時には次世代自動車や、より燃費の良い製品を選択しましょう。補助金を利用できる場合もあります。
- 自家用車は定期点検を行い、運転する際にはアイドリング・ストップなどのエコドライブを実施しましょう。
- 通勤や買い物時など近距離移動では、自転車を利用しましょう。
- 自転車を運転するときは、マナーに気を付け、安全運転に努めましょう。
- 通信販売では、まとめた発注や、時間指定などにより物流を効率化しましょう。

##### 3) 再生可能エネルギーの利用促進

- 太陽光・太陽熱を利用した設備の導入により再生可能エネルギーを利用しましょう。
- 自然のエネルギーを上手に利用しましょう
  - ・洗濯物の自然（太陽熱）乾燥の実施や乾燥機の使用抑制

- ・自然光の取り入れの実践

## (2) 水や緑とふれあえる自然豊かなまちを実現するために

### 1) 自然環境の保全・創出

- 河川や水路などにおける地域の清掃活動に参加しましょう。
- 家庭菜園における農薬や化学肥料などを適正に使用しましょう。
- 身近な生物の生態について学び、保護・保全しましょう。
  - ・自然観察会の開催、参加・協力及び情報提供
  - ・屋敷林や社寺林などの保全
  - ・農業用水路やあぜ及び土手などに生息する多様な生物の保護
  - ・希少生物の採取自粛や生息場所の保全
  - ・特定外来種の放流・遺棄や採取の禁止
  - ・多様な生物が生息するビオトープ<sup>\*</sup>の保全や地域における新たなビオトープの創出への協力
  - ・地産地消に関わる地元農産物の積極的な購入

### 2) 自然とのふれあいの確保

- 水辺の自然とふれあえるイベントなどへ参加しましょう。
  - ・自然観察会や各種プログラムへの参加
  - ・遊休農地などを活用した市民農園<sup>\*</sup>をはじめとする農地の利用
- 身近な自然散策・デイキャンプなどでは自然に配慮しましょう。
  - ・ごみの持ち帰りの実践

## (3) 安心・安全で快適な住環境の形成

### 1) やすらぎのあるまち並みの形成

- 530（ごみゼロ）運動などの環境美化活動に参加・協力しましょう。
  - ・住宅地内の生活道路や水路などの日常的な清掃活動への参加・協力
  - ・ごみのポイ捨て防止やペットのフンの適正処理
  - ・地域で看板を設置するなどごみのポイ捨てをしない環境づくりへの協力
  - ・ごみの散乱防止ネットなどを活用したごみの収集場所における美化への協力
  - ・緑化フェアなどのイベントへの参加
  - ・自転車の放置禁止や駐輪場の適切な利用への協力
- アダプトプログラムによる道路、公園及び河川などの環境美化活動や維持管理に参加・協力しましょう。
- 生垣の設置や庭・ベランダにおける植栽などの緑化活動の推進
  - ・花のある身近な環境づくりへの参加
- 農村集落などの田園集落景観の保全・継承に協力しましょう。



## 2) 快適な住環境の創造

- 敷地や建築物の規模・形態に応じた緑化や環境対策・安全対策を実施しましょう。
- 省資源・省エネルギー化やリサイクルなどに配慮した環境負荷の少ない住宅を建設しましょう。

## 3) 健全な生活環境の保全

- 自家用車は定期点検を行い、運転する際にはアイドリング・ストップなどのエコドライブを実施しましょう。【再掲】
- 大気汚染・悪臭の防止に努めましょう。
  - ・家庭ごみの不適正な焼却などによるダイオキシン類や悪臭の発生防止
  - ・単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正管理
  - ・化学物質を適正に利用するなど日常生活からの化学物質の排出抑制
  - ・人体に影響を及ぼす化学物質などに関する正しい知識の習得
- 水質汚濁・土壌汚染の防止に努めましょう。
  - ・公共下水道など整備後の速やかな接続
  - ・流し台での水切りネットやストレーナー\*などの設置
  - ・合成洗剤、石けん及びシャンプーなどの適量使用
  - ・家庭の生活雑排水などによる土壌や地下水の汚染防止
  - ・家庭菜園や庭木などへの農薬や肥料の適正使用
- 騒音・振動の防止に努めましょう。
  - ・テレビ・楽器の音量やペットの鳴き声などによる生活騒音の発生防止
  - ・低騒音・低振動型の洗濯機やエアコンなどの購入
  - ・自家用車・バイクなどの空ぶかしや急発進・急加速の自粛
- 日照や電波障害に配慮した住宅などを建築しましょう。

## (4) 環境にやさしい循環型の暮らしの創造のために

### 1) 廃棄物の発生抑制と適正処理

- ごみの減量化に取り組みましょう。
  - ・ごみの減量化に関するアイデアなどの情報発信
  - ・食品の無駄をなくしましょう
  - ・生ごみの減量化やエコクッキング\*の実践
  - ・使い捨て製品の購入・使用の自粛
  - ・マイバック\*の持参や過剰包装の辞退
  - ・再生品や詰め替え可能な製品の購入・使用
  - ・耐久性の高い製品の購入、故障したときは修理して使うなどの長期利用
- ごみの分別方法を遵守・徹底しましょう。
  - ・ごみ出しルールやマナーを向上するための地域での勉強会の開催
- リサイクルの必要性を理解するための施設見学会や出前講座に参加しましょう。

- ・フリーマーケットやバザーなどの催しによる資源の再利用
- ・子ども会や各種団体によるリサイクル資源の集団回収への参加
- 家電リサイクル法に基づき廃棄家電を適正に処理しましょう。
  - ・資源有効利用促進法\*に基づくパソコンや小型充電式電池のリサイクル
  - ・冷蔵庫やエアコンなどのフロン使用製品の適正処理
- 所有地の適正管理により不法投棄を防止しましょう。

## 2) 水循環の保全

### 1) 水資源の有効利用

- 台所での洗い桶の利用によるまとめ洗いを実施しましょう。
- 風呂水の再利用や節水コマ\*などの節水機器を導入しましょう。
- 宅地内での雨水貯留タンク\*などの雨水貯留施設を設置しましょう。
  - ・植木や花への散水や洗車などでの雨水の有効利用

## (5) 市民・事業者・市の協働の推進のために

### 1) 環境教育・環境学習の推進

- 「広報あいさい」や市ホームページなどによる環境情報を収集し、活用しましょう。
  - ・家庭における子どもへの環境教育の実践
  - ・環境関連講座やイベント時などにおける講師としての協力
  - ・施設見学会、自然観察会及び環境関連講座などの環境学習会への参加・協力
  - ・環境保全に関するポスターや標語コンクールなどへの参加
- インターネットや新聞及び雑誌などからの環境情報を収集しましょう。

### 2) 環境保全活動の実践

- 家庭や地域で行なえる環境保全活動を積極的に実践しましょう。
- ボランティアやNPO\*などの市民活動に積極的に参加しましょう。
  - ・各種の講演会やシンポジウムへの積極的な参加

## 4. 事業者の取り組み

### (1) 脱炭素化を目指すために

#### 1) エネルギーの適正利用と地球温暖化の防止

- 地球温暖化防止に関する取り組みを実践しましょう。
  - ・OA機器などの用紙類の使用量削減や再生紙の使用
  - ・冷暖房の使用時間・時期の短縮や設定温度の適正化（室温は冷房28℃、暖房20℃程度）
  - ・クールビズ・ウォームビズの実施
  - ・過大広告や過剰梱包などの自粛
  - ・緑のカーテンや建物の壁面緑化・屋上緑化の実施
  - ・地球環境保全などに関する交流活動への参加・協力
  - ・省エネルギー型のオフィス機器・エアコンや高効率給湯器などの導入
  - ・建設作業における型枠パネルなどの熱帯材を使用した製品の利用抑制
- 地球温暖化に関するイベント・学習会への参加・協しましょう。
- 省資源・省エネルギー型機器の開発や廃棄物の再資源化など省資源・省エネルギーのための技術開発を推進しましょう。

#### 2) エコモビリティライフの推進

- 社用車の買い替え・新規購入時においては、エコカーや低燃費車を選択しましょう。
- 自動車を効率よく利用しましょう。
  - ・必要に応じた通勤送迎バスの導入の検討
  - ・社用車の点検整備やアイドリング・ストップなどのエコドライブの実践
  - ・通勤時におけるノーカーデー<sup>\*</sup>の実施や自動車の相乗りの推進
- 自転車利用を促進しましょう。
  - ・自転車販売店などにおける自転車の運転マナーの啓発
  - ・商業施設や事業所内における駐輪場の整備など客や従業員に対する自転車利用の推奨
  - ・物流拠点の整備や、計画的な発注による物流の効率化

#### 3) 再生可能エネルギーの利用促進

- 太陽光発電設備や太陽熱・地中熱利用設備を導入しましょう。
- 建築業では、設計の際に再生可能エネルギー利用設備の導入を検討しましょう。
- 電気の調達の際には、発電に再生可能エネルギーを利用した電力を利用しましょう。

## (2) 水や緑とふれあえる自然豊かなまちの実現のために

### 1) 自然環境の保全・創出

- 河川や水路などにおける地域の清掃活動に参加しましょう。
- 河川への流入調整や水質浄化機能などの公益的機能を有する農地を適正に維持管理しましょう。
  - ・開発事業における自然環境負荷の回避や最小化の検討
  - ・新規就農者や農地集積に対する支援制度などを活用した農業後継者の確保や遊休農地<sup>\*</sup>などの解消
- 農業用水路などにおける身近な水辺の自然環境の保全、汚水などの流入を防止しましょう。
  - ・農業従事者による農業用水路やあぜ及び土手などに生息する多様な生物の生息空間の保全
  - ・農地における農薬や化学肥料などの適正使用
- 身近な生物の生態について学ぶ自然観察会の開催、参加・協力及び情報を提供しましょう。
- 身近な自然環境を保全、創出しましょう。
  - ・敷地内の樹木や社寺林などの保全
  - ・多様な生物が生息するビオトープの保全や地域における新たなビオトープの創出への協力

### 2) 自然とのふれあいの確保

- ふれあいの場となる河川や水路などにおける水辺の保全・整備に協力しましょう。
  - ・蓮などの眺望スポットの保全・整備への協力
- 自然観察会や各種プログラムに参加・協力しましょう。
  - ・遊休農地などを活用した市民農園をはじめとする農地の提供
  - ・緑に関わる講習会・勉強会への参加や開催時における資材や場の提供

## (3) 安心・安全で快適な住環境の形成

### 1) やすらぎのあるまち並みの形成

- 工場・事業所における敷地内の緑化を推進しましょう。
  - ・緑化フェアなどのイベントへの参加・協力
  - ・花のある身近な環境づくりへの参加・協力
  - ・遊休農地などを活用した菜の花・レンゲをはじめとする景観植物栽培による潤いのある景観づくりへの参加・協力
  - ・屋外の広告宣伝看板などの設置時における周辺景観への配慮
  - ・開発事業を実施する際の適正な緑地の保全
- 530（ごみゼロ）運動などの環境美化活動に参加・協力しましょう。
  - ・アダプトプログラムによる道路、公園及び河川などの環境美化活動や維持管理

- への参加・協力
- ・ごみのポイ捨てを防止する従業員教育の実施

## 2) 快適な住環境の創造

- 敷地や建築物の規模・形態に応じた緑化や環境対策・安全対策を実施しましょう。
  - ・中高層建築物などの建設時における日照、通風及び電波障害への配慮
  - ・良好な住環境の形成に向けた各種の公害防止に関する条例などの遵守・徹底

## 3) 健全な生活環境の保全

- 公害防止や環境保全のための協定を締結しましょう。
  - ・各種の公害防止に関する情報収集と従業員の意識向上
  - ・日照や電波障害の未然防止に配慮した建築構造物などの設計・建築
- 大気汚染を防止しましょう。
  - ・社用車の点検整備やアイドリング・ストップなどのエコドライブの実践
  - ・無人ヘリコプターによる農薬散布時における周辺環境への配慮
  - ・建設作業時における低公害型建設機械の使用
  - ・法に適合する焼却炉における適正な焼却の実施とダイオキシン類の発生防止
  - ・有害化学物質の使用量削減や環境に影響の少ない物質への転換
  - ・事業活動で取り扱う化学物質などに関する情報提供
  - ・P R T R 制度に基づく有害化学物質の適正な管理
- 水質汚濁を防止しましょう。
  - ・公共下水道などの整備後の速やかな接続
  - ・工場・事業所などにおける排水の適正処理や浄化槽の適正管理
  - ・建設作業時における水質汚濁の防止に配慮した工法などの採用
- 騒音・振動を防止しましょう。
  - ・工場・事業所などにおける操業騒音・振動の軽減
  - ・店舗などにおける深夜の営業騒音の発生防止
  - ・建設作業時における低公害型建設機械の使用【再掲】
  - ・社用車の点検整備やアイドリング・ストップなどのエコドライブの実践【再掲】
- 悪臭を防止しましょう。
  - ・工場・事業所などにおける事業活動による悪臭の発生防止
  - ・畜産業などにおける家畜ふん尿の適正処理
  - ・浄化槽の適正管理による悪臭の発生防止
- 工場・事業所などにおける土壌汚染を防止しましょう。
  - ・工場・事業所などにおける敷地内の庭木への農薬や肥料の適正使用
  - ・土壌汚染の防止に関する情報収集

#### (4) 環境にやさしい循環型の暮らしの創造

##### 1) 廃棄物の発生抑制と適正処理

- 再生品や詰め替え可能な製品を製造・販売しましょう。
- 店舗では不用品のリサイクルに協力しましょう。
- 簡易梱包の実践や再使用できる梱包材を導入しましょう。
- リサイクルの必要性を理解するための施設見学会の開催に協力しましょう。
- 廃棄物処理法の適正な運用による産業廃棄物<sup>\*</sup>を適正に処理しましょう。
- 所有地の適正管理による不法投棄を防止しましょう。

##### 2) 水循環の保全

- 事業活動における節水を推進しましょう。
- 植栽への散水や社用車の洗車などでの雨水の有効利用

#### (5) 市民・事業者・市の協働の推進

##### 1) 環境教育・環境学習の推進

- 事業者間での環境保全などに関する情報収集・提供しましょう。
  - ・従業員への環境教育の実践
  - ・環境関連講座やイベント時などにおける講師としての協力
- 工場・事業所における排出基準などに関するデータの収集・公開、環境監視体制の強化及び環境情報などに関する外部窓口を設置しましょう。
- インターネットや新聞及び雑誌などからの環境情報を収集しましょう。

##### 2) 環境保全活動の実践

- 施設見学会、自然観察会及び環境関連講座などの環境学習会に参加・協力しましょう。
  - ・市民や団体などの環境保全活動への参加・協力
  - ・地域の環境保全活動などへ参加しやすい体制の整備
  - ・さまざまな事業活動における環境保全活動の積極的な実践
  - ・環境配慮行動の実践に向けた従業員研修などの実施
- 環境マネジメントシステム（ISO14001やエコアクション21）などを導入しましょう。
- 地産地消に関わる地元農産物の積極的に仕入れ・販売しましょう。

## 第5章 計画の実現に向けて

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 推進組織

環境目標を達成し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市の各主体が環境保全に関する各種の取り組みを積極的に実践していくことが求められます。そのため、環境に関する取り組みの実効性を高め、計画の進行管理を適切に行なっていく組織として、環境基本計画の策定時に組織された「環境基本策定専門部会」を母体とする新たな組織を設置します。この組織は庁内の関連部局の代表者で構成し、庁内の関連部局が調整を図りながら総合的かつ計画的に取り組みを推進していきます。

また、市民・事業者・環境関連団体の方々の環境に関する取り組みを促進するため、市は取り組みに関する情報提供を行なうとともに、市に寄せられた意見は市の取り組みに反映させていきます。

コメント [a25]: 名称がないので、下図でも括弧書きにしています。

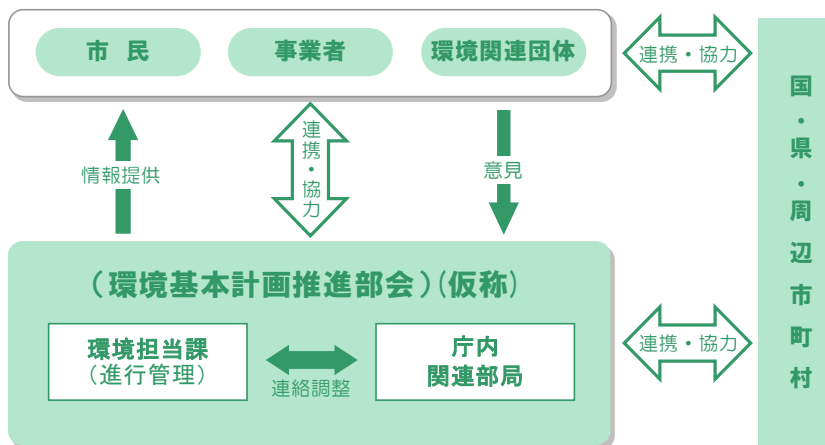
#### (2) 環境情報の共有化

今日の環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市の各主体が、環境に関する情報や問題意識を共有し、連携を図りながら環境に配慮した取り組みを実践していく必要があります。そのため、各主体が環境情報などを共有化し、緊密な連携が図られるよう、市は「広報あいさい」や市ホームページなどを活用した情報提供を行ないます。

#### (3) 広域的な連携・協力

広域的な環境問題などに対しては、国、県及び周辺市町村と連携して対処するとともに、環境に関する情報の共有や各種調整などを行ない、広域的な連携・協力により計画を推進します。

図 計画の推進体制



## 2. 計画の進行管理

本計画の実現に向けて、環境に関する取り組みを着実に実施していきます。なお、計画期間内（令和5年度～令和14年度）に環境情勢が変化した場合には柔軟に対応し、計画の進行管理を適切に行なっていきます。

### (1) 中間報告

市は各種の環境情報の提供を行なうとともに、環境の概況、各主体の取り組みの実施状況及び計画に掲げた数値目標の達成状況など、計画の進捗状況を中間報告として整理・把握し、この結果を「広報あいさい」や市ホームページなどを通じて公表します。

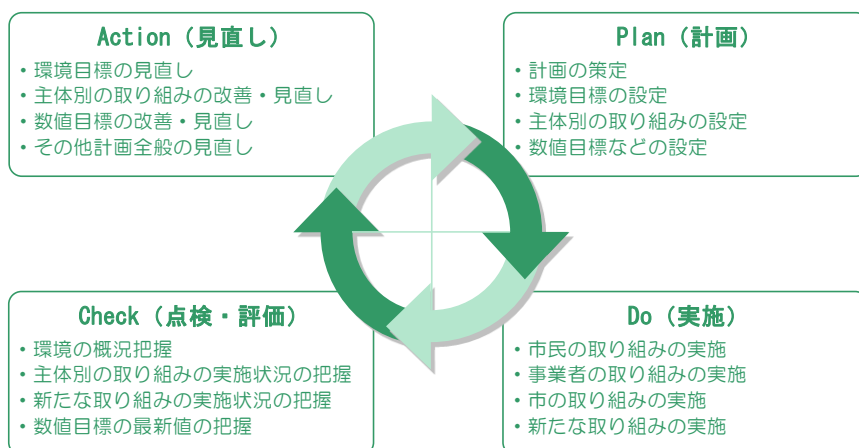
### (2) 進行管理の方法

本計画の進行管理は「PDCAサイクル」の考え方をを用いて実施します。PDCAサイクルとは「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（点検・評価）」「Action（見直し）」のサイクルのことで、計画の進捗状況などを点検・評価し、必要に応じて計画の改善を行ないながら、計画の実現を目指す考え方です。

市は、計画に基づき環境に関する取り組みを実施し、計画の進捗状況を整理した中間報告を踏まえて計画の点検・評価を行ないます。なお、中間報告について市民や事業者の方々から寄せられた意見などは計画の点検・評価に反映させます。

計画の点検・評価において改善すべき事項が生じたり、新たな環境問題や社会情勢の変化などが発生した場合は、必要に応じて計画の見直しを行ないます。

図 計画の進行管理の方法





## 第5章 計画の実現に向けて